

令和7年度 下京区地域保健推進協議会

次 第

令和7年11月7日（金）午後2時～
下京区役所保健福祉センター多目的ホール

保健福祉センター長あいさつ

1 報告事項

- (1) 令和6年度下京区役所保健福祉センター事業実績報告 . . . 資料1
(参考) 令和6年度健康づくり基本シート
- (参考) 令和7年度京都市保健所運営方針について . . . 資料2
- (2) 令和7年度健康づくり基本方針について . . . 資料3
- (3) 下京区の健康診査受診者における生活習慣・フレイルの状況 . . . 資料4

2 意見交換

3 その他

委員の改選について

(参考資料) 下京地域保健推進協議会委員名簿
京都市保健所運営協議会条例及び施行規則
下京子育て応援情報誌子どもねっと下京
下京こころほっとだより
下京こころのふれあいネットワークと、地域懇談会をしてみませんか？

＜令和 7 年度 下京区地域保健推進協議会 報告資料＞

令和 6 年度 下京区役所保健福祉センター（保健センター）事業実績報告

＜資料データについて＞

- ・統計数値は原則、京都市衛生年報、京都市保健所運営方針の各年度数値を採用
- ・網掛け数値は、下京区役所保健福祉センターの統計数値（京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課、保健福祉局保健福祉部障害保健福祉推進室、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課提供数値含む）による
- ・未公表とは非公表ではなく令和 7 年 1 1 月現在、集計中や衛生年報等で公表されていないもの

1 母子保健

（1）母子健康手帳交付状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	674	614	581	527	504	482
京都市	10,457	9,805	9,331	8,776	8,087	8,044

（2）妊婦訪問（こんにちはプレママ事業）延訪問指導件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延訪問指導件数（下京）	207	204	184	201	217	224

（3）新生児等訪問指導被指導人員（こんにちは赤ちゃん事業）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	532	491	429	488	441	401
京都市	9,394	8,909	8,759	8,771	8,666	7,924

（4）乳幼児健康診査状況

ア 4 箇月児健康診査

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	該当人員	545	519	473	435	416	391
	受診人員	532	505	461	434	414	386
	受診率	97.6%	97.3%	97.5%	99.8%	99.5%	98.7%
	判定（正常）	420	423	375	332	342	320
京都市	該当人員	9,590	9,261	8,741	8,414	7,936	7,164
	受診人員	9,404	8,856	8,559	8,286	7,873	7,078
	受診率	98.1%	95.6%	97.9%	98.5%	99.2%	98.8%
	判定（正常）	7,393	7,451	6,519	6,292	6,166	6,007

イ 8 箇月児健康診査

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	該当人員	555	502	486	442	450	384
	受診人員	545	493	478	441	445	381
	受診率	98.2%	98.2%	98.4%	99.8%	98.9%	99.2%
	判定（正常）	363	399	328	216	263	242
京都市	該当人員	9,561	9,427	8,712	8,386	8,236	7,295
	受診人員	9,377	9,106	8,483	8,227	8,145	7,189
	受診率	98.1%	96.6%	97.4%	98.1%	98.9%	98.5%
	判定（正常）	6,928	7,464	5,797	5,563	5,361	5,353

ウ（ア） 1歳6箇月児健康診査（身体面）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下 京 区	該当人員	580	508	449	457	447	420
	受診人員	570	496	445	453	445	418
	受診率	98.3%	97.6%	99.1%	99.1%	99.6%	99.5%
	判定（正常）	525	395	330	345	350	321
京 都 市	該当人員	10,005	9,422	9,123	8,684	8,113	7,776
	受診人員	9,784	9,115	8,917	8,511	8,002	7,660
	受診率	97.8%	96.7%	97.7%	98.0%	98.6%	98.5%
	判定（正常）	8,222	7,430	7,005	6,611	6,135	5,903

ウ（イ） 1歳6箇月児健康診査（精神面）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下 京 区	精神発達受診人員	177	493	446	453	445	418
	心理A判定	177	493	446	453	445	416
	心理B判定	15	114	69	64	67	50
京 都 市	精神発達受診人員	2,948	9,074	8,920	8,494	7,998	7,634
	心理A判定	2,948	9,074	8,920	8,494	7,998	7,634
	心理B判定	925	1,576	1,389	1,210	1,086	1,034

※令和2年度から精神発達面の健康診査方式を改善

エ（ア） 3歳児健康診査（身体面）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下 京 区	該当人員	615	281	526	534	475	443
	受診人員	586	270	511	531	474	439
	受診率	95.3%	96.1%	97.1%	99.4%	99.8%	99.1%
	判定（正常）	444	225	442	466	413	372
京 都 市	該当人員	10,573	5,012	9,688	9,288	9,806	8,206
	受診人員	10,228	4,776	9,352	9,044	9,587	8,020
	受診率	96.7%	95.3%	96.5%	97.4%	97.8%	97.7%
	判定（正常）	8,067	3,969	7,978	7,789	8,367	6,893

エ（イ） 3歳児健康診査（精神面）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下 京 区	精神発達受診人員	61	268	512	530	474	439
	心理A判定	—	241	507	530	474	439
	心理B判定	—	71	84	96	91	94
京 都 市	精神発達受診人員	1,629	4,799	9,342	8,998	9,586	8,015
	心理A判定	—	4,556	9,109	8,998	9,586	8,015
	心理B判定	—	862	1,546	1,695	1,759	1,372

※令和2年度から精神発達面の健康診査方式を改善

（5） 家庭訪問型継続的個別支援延訪問指導件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	128	40	53	75	102	76

※平成30年度まで「育児支援家庭訪問事業」として実施（以降は18歳未満までが支援対象）

（6） 離乳食講習会

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	実施回数	11	7	8	11	12
	参加組数	186	96	34	49	88

（7） 乳幼児歯科相談

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	43	14	29	10	9	33

(8) 親子の健康づくり講座

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下 京 区	プレママ・パ パ教室	実施回数	11	9	0	2	6	9
		延参加者数	150	94	0	10	67	82
	所内実施型	実施回数	0	0	0	0	0	0
		延参加者数	0	0	0	0	0	0
	地域出張型	実施回数	17	10	6	9	29	17
		延参加者数	605	139	65	63	226	83

※令和3年度は「プレママパパ教室」を休止

(9) 親子すこやか発達教室

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下 京 区	実施回数		10	9	0	3	8	8
	延参加者数		172	93	0	26	76	65

※令和3年度は「親子すこやか発達教室」を休止

2 健康増進

(1) 健康教育

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下 京 区	集団健康 教育	実施回数	4	1	2	3	9	11
		延参加者数	171	41	75	97	175	213
	出前教室	実施回数	16	5	2	4	10	8
		延参加者数	884	71	146	83	426	430
	防煙 セミナー	実施回数	2	0	0	1	1	1
		延参加者数	322	0	0	163	163	160

(2) 食育セミナー

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下 京 区	実施回数		9	5	3	6	10	10
	延参加者数		111	16	14	35	93	91

※2(1)と一部重複あり

(3) 歯科保健

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下 京 区	成人・妊婦 歯科相談	実施回数	12	10	12	12	12	12
		延相談・ 参加者数	62	40	99	82	77	92
	お口からはじまる 生活習慣病 予防教室	実施回数	2	1	0	1	3	3
		延相談・ 参加者数	51	19	0	16	67	47

※令和3年度は「お口からはじまる生活習慣病予防教室」を休止

※2(1)と一部重複あり

3 精神保健

(1) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規交付件数	下京区		87	83	90	117	121	115
	京都市		1,613	1,332	1,654	1,814	2,067	2,170
延交付件数(下京区)			858	897	961	1,061	1,146	1,224

(2) 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定者数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区		1,499	1,792	1,678	1,767	1,876	2,015
京都市		28,925	34,187	32,184	33,387	34,149	37,277

(3) 精神保健福祉相談件数

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区			38	38	33	32	35	32
京都市	相談	相談員	11,467	11,282	10,957	12,523	9,684	9,645
		保健師	10,548	10,694	8,167	8,592	9,155	12,253
	訪問	相談員	1,700	1,352	1,151	1,251	1,251	1,179
		保健師	1,872	1,602	1,276	1,350	1,414	1,303
	計		25,587	24,930	21,551	23,716	21,504	24,380

(4) 地域生活安定化支援事業参加延人員

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	9	15	9	6	0	0
京都市	652	336	170	259	240	185

※実施回数：令和3年度まで年間12回、4年度は11回

(5) 精神障害者家族懇談会参加延人員

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	17	29	11	6	7	10
京都市	316	178	107	199	220	204

※令和3年度は例年3回実施のうち1回を中止

4 指定難病

(1) 難病患者相談

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面接相談件数	31	7	7	28	7	12
訪問相談件数	29	13	6	4	8	4

(2) 特定医療（指定難病）受給者証申請・交付状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数 (下京区)	新規	103	98	113	116	131	137
	継続	590	14	630	612	649	695
交付件数	下京区	611	645	689	676	690	719
	京都市	11,982	12,799	12,869	13,625	13,613	14,062

※令和2年度の下京区の継続（14件）は新型コロナウイルス感染症にかかる自動延長対象者を除く。

5 感染症

(1) 感染症届出件数（結核を除く）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	1類	0	0	0	0	0	0
	2類	0	0	0	0	0	0
	3類	2	2	1	1	3	0
	4類	2	0	1	2	6	4
	5類	11	9	13	15	9	23
	計	15	11	15	18	18	27

(2) 結核

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	新登録	14	15	4	9	10	12
	（うち喀痰塗抹陽性者）	4	3	3	3	3	3
	潜在性結核感染者症患者数	8	7	5	4	3	7
	年末時登録患者数	28	33	23	17	17	24
京都市	新登録	221	173	164	144	154	152
	（うち喀痰塗抹陽性者）	84	68	56	59	40	48
	潜在性結核感染者症患者数	105	81	82	72	70	70
	年末時登録患者数	483	434	374	302	311	313

6 各種検診の実施状況

(1) 胃がん検診実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	受診人数	184	154	194	211	212	218
	要精検数	15	9	7	10	12	10
京都市	受診人数	4,679	3,159	4,224	4,060	4,337	4,277
	要精検数	440	288	261	256	274	208

(2) 胃がんリスク層別化検診実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	受診人数	28	28	15	16	4	11
	要精検数	3	7	2	4	2	2
京都市	受診人数	812	385	419	377	144	241
	要精検数	166	90	86	69	35	33

(3) 子宮頸がん検診実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	受診人数	1,169	1,020	1,266	1,240	1,230	1,405
	要精検数	69	37	44	44	44	50
京都市	受診人数	17,260	16,365	20,424	19,542	19,846	22,371
	要精検数	756	605	730	661	702	705

(4) 乳がん検診実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	受診人数	853	685	677	664	588	662
	要精検数	67	64	53	53	51	52
京都市	受診人数	16,335	12,428	13,477	12,585	12,730	13,250
	要精検数	1,139	977	1,053	1,018	1,005	1,147

(5) 肺がん検診実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	受診人数	1,509	416	587	772	891	1,057
	喀痰検査数	30	3	7	21	20	19
	要精検数	33	13	22	34	42	35
京都市	受診人数	28,822	8,606	12,774	16,330	18,349	20,505
	要精検数	826	335	564	583	682	628

※令和2年度・3年度は集団健診中止

(6) 大腸がん検診実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	受診人数	941	701	886	908	840	994
	要精検数	84	66	67	60	41	84
京都市	受診人数	22,935	17,366	19,706	20,885	20,537	24,395
	要精検数	2,013	1,482	1,389	1,406	1,540	1,795

※令和2年度から郵送検診中止

※令和2年度・3年度は集団健診中止

(7) 前立腺がん検診実施状況

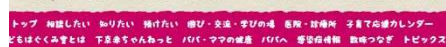
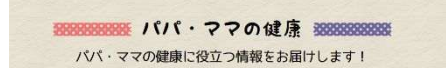
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	受診人数	61	36	70	69	60	68
	要精検数	6	3	7	3	3	9
京都市	受診人数	2,846	2,564	3,069	3,452	3,377	3,376
	要精検数	297	285	375	386	362	372

(8) 青年期健康診査実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下京区	受診人数	80	75	88	59	49	(未公表)
	異常なし	5	15	6	10	3	
	要指導	53	32	42	34	35	
	要医療	22	28	40	15	11	
京都市	受診人数	1,467	1,181	1,476	1,022	1,075	(未公表)
	要医療	490	424	525	339	347	

令和6年度 下京区における健康づくり事業実績

重点取組	実績
①循環器病発症予防プログラム	「京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」における地域における健康づくり事業の重点取組項目である循環器病発症予防に向けた取組について、下京区・南区合同で3回連続シリーズの健康教室「知って、実践！～高血圧予防～」を開催。 9月 9日 医師の講話、健康運動指導士の実技等 参加38(17)名 11月29日 出汁の講話、血圧の測定方法等 参加41(19)名 12月 3日 歯科衛生士の講話、健康運動指導士の実技等 参加34(14)名 ()内は下京区民の参加数  
②生活習慣維持向上のための骨粗しょう症対策プログラム	骨密度測定や口腔機能測定と併せて骨や歯の健康について正しい知識を提供することで、運動機能の低下(フレイル等)の予防及び改善を図ることを目的として健康教室「骨とお口の測定会 ～骨粗しょう症予防のために～」を開催。 1月17日 測定及び講話(医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士) 参加25名  
③企業連携による健康づくり事業 ④京都中小企業家同友会下京支部への生活習慣病予防啓発	京都中小企業家同友会下京支部の昼食会において会員企業に対し職場での健康づくりに向けた啓発(1回)。明治安田との連携により区役所来庁者に健康チェックを実施(5回)。

⑤若い世代からの健康づくりに関する情報発信	庁内モニターにて結核・呼吸器感染症予防週間に合わせた胸部検診受診啓発。区役所ウェブサイト「下京子育て応援情報」にて感染症情報やパパ・ママの健康について発信。 日本での結核は・・・ 早期発見のためにも 今でも一日に平均28人か れており、「昔の病気」ではあ 年に1回は胸部エックス線検査 (胸部検診)を受けましょう！     
⑥その他、区民や関係機関と協働した健康づくり	ア)「健康」について考え地域の健康づくりに貢献するボランティアである下京区健康づくりサポーター「しもけんズ」(11名)や地域に密着した食育推進活動を行うボランティアである「食育指導員」(15名)の活動支援。 ①しもけんズによる公園体操(夏季、冬季、雨天時休止) 梅小路公園(月2回) 延参加者238名 有隣公園(月2回) 延参加者137名   ②健康づくりサポーター養成講座 2月21日 参加者9名(うち健康づくりサポーター6名) ③健康づくりサポータースキルアップ教室 自律神経を整える運動やメタボリック運動の振り返りをテーマに3回開催。 ④食育指導員による地域食育活動の実施 地域での自主活動や保健福祉センターにおける食育セミナーの運営サポート、ウェブサイト「京・けんこうひろば」でのコラム掲載等。 イ)関係機関と連携した健康づくり 11月28日、12月3日 食育セミナー「65歳からの栄養改善教室」 (協働 介護予防推進センター) 10月31日 ヘルス&ビューティーセミナー (協働 下京区シルバークラブ連合会)
⑦各種健診受診率向上の取組	胸部(結核・肺がん)検診、各種がん検診等、市民しんぶん区版掲載や関係機関への周知により受診勧奨を行った。 全生活保護世帯に胸部(結核・肺がん)検診、各種がん検診のお知らせを送付し、無料で受けられることを周知した。

⑧こころのふれあいネットワーク活動等

ア) こころの健康づくりに関する講演会等

実施日 令和6年11月14日 午後2時～4時

場 所 キャンパスプラザ京都

テーマ 「こころの病のある人を含む家族とともに歩む
～誰もが自分らしく暮らせる地域づくり」

講 師 佛教大学保健医療技術学部看護学科准教授
田野中恭子氏

参加人数 46人



イ) 地域懇談会

実施日 令和6年12月11日 午後1時30分～3時30分

場 所 京都市下京総合福祉センター

講 師 安東医院精神保健福祉士 石川智恵氏
「依存症ってなんだろう」

参加人数 下京区社会福祉協議会日常生活自立支援事業生活支援員
21人

ウ) 作品展

期 間 (1)令和6年11月6日～11月20日

(2)令和6年11月22日

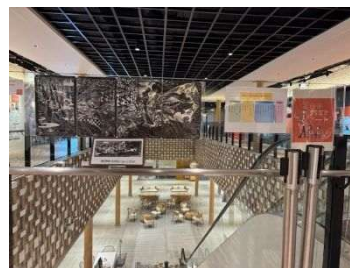
(3)令和7年3月4日～3月19日

場 所 (1)下京区役所1階ロビー

(2)京都市下京総合福祉センター(まぼろしアートギャラリー)

(3)ホテルエミオン京都(下京・南まちなかアート)

内 容 作品展及び各種パンフレットの配架



⑨妊娠期からの子育て支援

ア) 母子健康手帳の交付から切れ目のない支援を継続し、妊娠期から育児期にかけて身近な相談先として、丁寧な個別支援を行う。

イ) 主任児童委員等が妊婦や赤ちゃんが誕生した家庭に、
地域の子育て支援情報を届ける「下京赤ちゃんねっと」
事業を実施し、地域交流の促進や子育て家庭の孤立
防止に取り組む。

初回訪問では、京都の生活文化とエコの精神に触れて



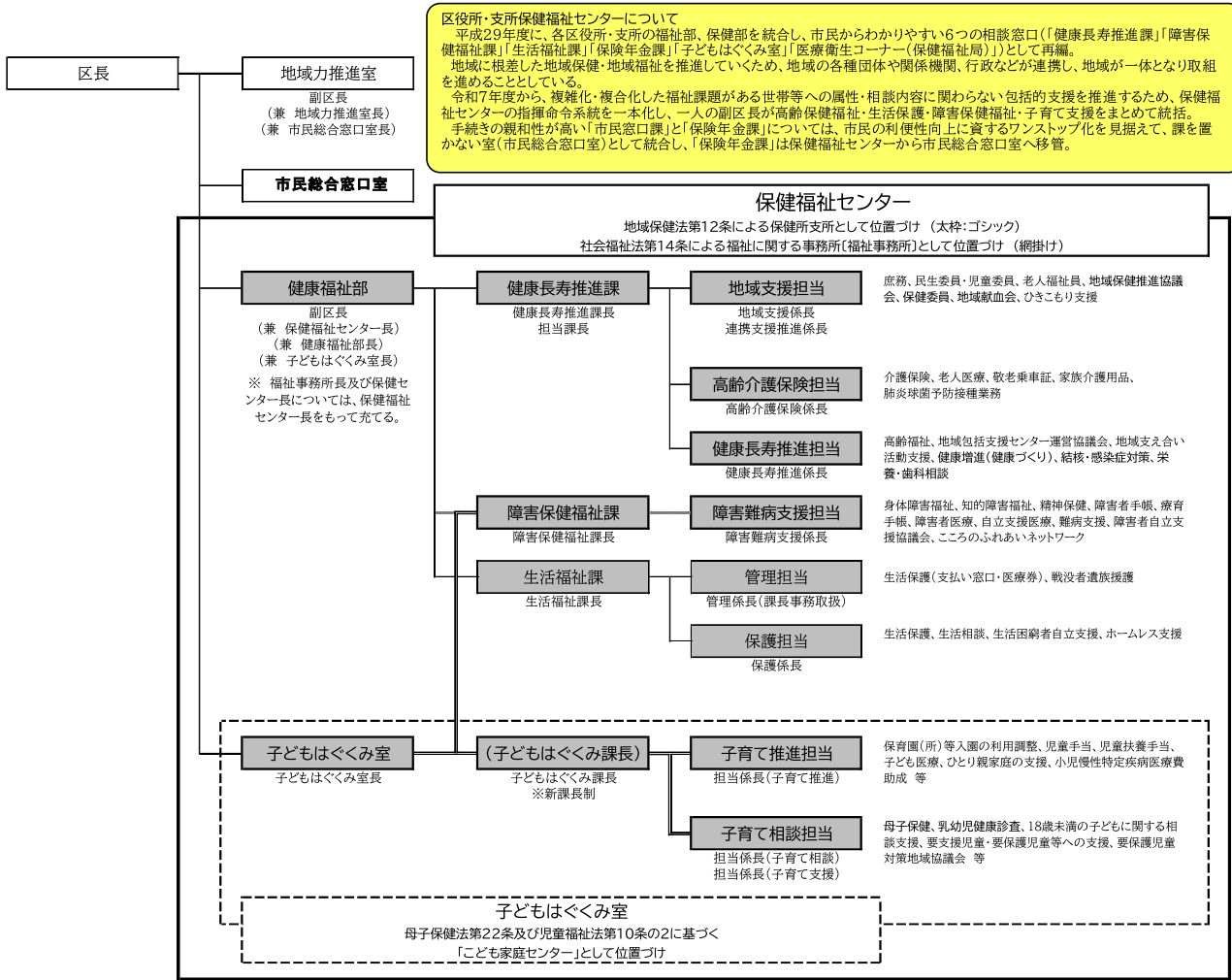
	いただく機会として、下京区の風呂敷メーカーと共同開発した子育て支援風呂敷「下京赤ちゃんねっとふろしき」をプレゼントしている。（新規申請：42名） ウ)「マタニティウェア・ベビー服のリユース会」を年3回(6月、10月、2月)開催(約205名参加)
⑩妊娠前、妊娠期からの健康づくり	ア) 妊婦相談事業(母子健康手帳発行時の面談)における禁煙支援等 ① 妊婦やその夫(パートナー)、同居家族に対し、「ママ、パパ、たばこすわないで!!」のリーフレットを配布し短時間禁煙支援を実施した。 (禁煙支援数:延112名、内90名が夫(パートナー)に対する支援) ② 中学生喫煙防止教育(6月、七条中学校1年生160名)*健康長寿推進課と連携 イ) 親子の健康づくり講座(プレママ・パパ教室等)、思春期健康教育の内容充実 ① プレママ・パパ教室(2回シリーズ×4回、特別講座、延82組(143名)参加、うち夫(パートナー)60名) 定員を上回る申込があるため、R6年度から年間実施回数を1クール増回し、年4クール実施した。受付時間を早めて二部制で実施するなど、参加者全員が育児体験を実施できるよう工夫している。 また、特別講座として、一般社団法人日本ファミリーナビゲーター協会から講師を招き、夫婦関係や産後の過ごし方についての講話を実施した。 ② 思春期講座「性と性感染症について」「思春期の変化、妊娠、性的同意について」等 *健康長寿推進課と連携 (2月、七条中学校3年生120名、下京中学校3年生127名) 七条中学校では講義のほか、妊婦体験を実施。生徒の関心度も高かった。また、事前の学校側との打ち合わせにより、望まない妊娠についての講義を中心に実施したり、動画を取り入れるなど、生徒らに適した内容になるよう工夫している。
⑪地域の子育て支援情報の発信	ア) ウェブサイト「下京子育て応援情報」による情報発信の充実 イ) 下京子育て応援情報誌「子どもねっと下京」年1回発行(3月) 冊子作製に加え、いつでも手軽に、より多くの方に情報をお届けできるように、デジタルブック化。ホームページ上で閲覧可能となり、利便性が向上した。

	ウ) 下京はぐくみだより「たんぽぽ」毎月発行 毎月地域の子育て支援情報を取りまとめ、子育て応援カレンダーを作成。 関係機関への配架とともに、「下京赤ちゃんねっと」事業で民生児童委員が子育て家庭に届けている。  
⑫子育て支援ネットワークの構築	ア) 児童館等「基幹ステーション」や「つどいの広場」、主任児童委員など、地域力を活かして主体的に活動している機関や団体との連携強化 イ) 児童虐待予防に係る関係機関との連携強化 ① 「民生児童委員児童福祉部会」「下京区子育て支援ステーション会議」 テーマ:「子育て世代を地域で支えるために～児童館から見える親子の姿～」 講師:各児童館館長 下京管内各児童館から講話と報告を実施。また、地域連携を深めることを目的に、「下京区子育て支援ステーション会議」としても位置付け、地域の子育て支援の拠点である「基幹ステーション」の職員や子育て中の親子の身近な交流の場である「つどいの広場」の支援者も参加。「つどいの広場」の紹介を実施するとともに、グループ形式で交流会を実施した。 ② 子育てサロン、つどいの広場、児童館等で出張講座、個別相談を実施

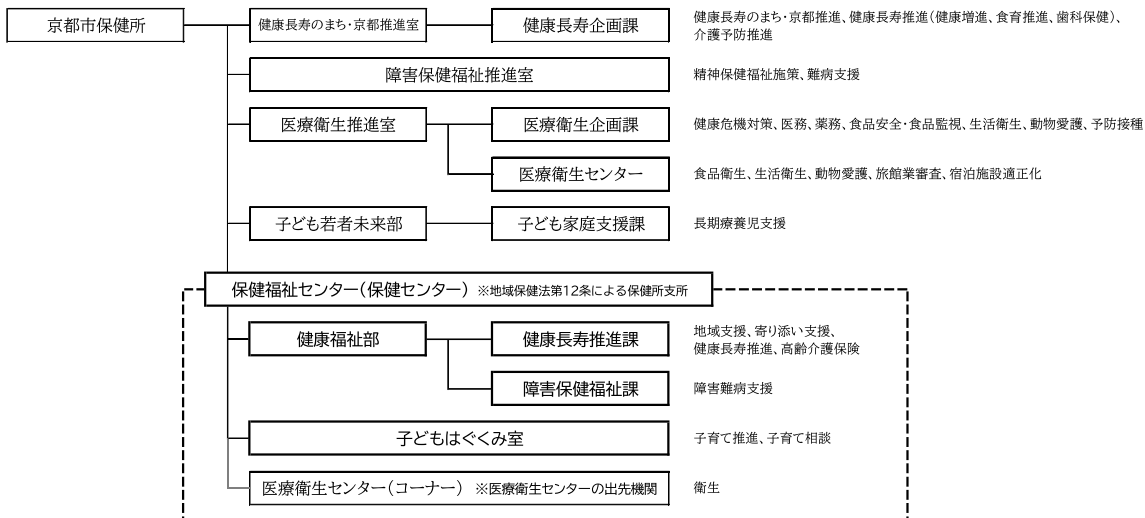
別紙 令和 6 年度下京区における健康づくり基本方針シート

現状分析	健康課題	対応策	今年度の重点取組	数値目標・期待できる効果
【下京区概況】 ・生産年齢人口割合が市内で最も高い。 ・1世帯当たり人員は年々減少、単身世帯が増加している。 ・転出入率が多い。外国人人口も年々増加。 ・高齢化率は市内で最も低い^①が、要支援要介護認定率は上京区に次いで 2 番目に高い。 ・共同住宅の割合が最も高く、約 7 割を占める。 【疾病状況】 (標準化死亡比) ・男女とも心疾患が最も多い。 ・悪性新生物の各行政区比較では、大腸がん(男性)がワースト1位、大腸がん(女性)もワースト3位、胃がん(男女)、肺がん(男性)もワースト4位と多い。 (国保特定健診 R4年度) ・国民健康保険の被保険者構成として、最も割合の高いのが市では 65～74 歳(37.1%)であるのに対し、下京区では 39 歳未満(35.6%)である。 ・「1回30分以上の運動習慣なし」「1日1時間以上の運動なし」の割合が男女とも半数、行政区比較では昨年度より改善がみられる。 ・「食事速度が速い」「週3回以上就寝前夕食」「週3回以上朝食を抜く」「1日の飲酒量1合以上」「睡眠不足」の割合が行政区比較では男女とも高く、特に男性でその傾向が高い。 ・男性の「メタボ判定＋予備群」「糖尿病有病者＋予備群」の割合は年々増加傾向。 ・「高血圧有病者」の推移は横ばいだが、男性では約半数が有病者。 (結核、その他) ・結核患者新規登録者数はコロナ禍では一時減少したが令和4年は増加。 ・結核新規登録者では、7 割を 65 歳以上が占めている。 【障害、難病、ひきこもり等の状況】 ・精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)、障害福祉サービス等の件数は増加傾向にある。 ・難病患者も高齢化しており、特定医療申請者の 6 割が 60 歳以上、新規神経筋難病患者においては 8 割を占める。 ・高齢の親の健康問題や虐待等をきっかけに、同居するひきこもりや障害のある子の支援が必要になる例が増えてきている。 【子育て状況】 ・出生数は減少傾向で推移している。 ・合計特殊出生率は、令和元年度以降、1を下回っている。(R4:0. 90) ・40 歳以上の合計特殊出生率が市内で最も高い。 ・市内外からの転出入が多く、実家が遠方で身近に育児の支援者がいない子育て世帯が多く見受けられる。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化等により、小さな子どもと接した経験のない夫婦が増えている。 ・母子健康手帳の交付数も減少傾向だが、妊婦やその夫(パートナー)の成育歴や既往歴、育児の支援者不足等の状況から、継続的な支援が必要な世帯が多く、出産後「産後ホッとサポート事業」による情報提供や「スマイルママ・ホッと事業」「子育て支援短期利用事業」等の利用者が増えている。 ・外国人夫婦の転入、妊娠が増えており、言語の問題がある中、出産、育児、生活全般の相談を受けることも増えてきている。 ・妊婦の喫煙は減っているが、パートナーなど同居家族の「喫煙あり」の割合は 2 割ある。 ・児童虐待の通告、相談件数が全市的に増加傾向	・全国、京都市と比較しても心疾患の死亡比が高く、平均寿命や健康寿命に影響。 ・心疾患、特に狭心症や心筋梗塞等の要因となる、喫煙、飲酒、運動不足、食習慣等の生活習慣改善の課題。これらは、下京区の特徴として、若い世代の生活スタイルを反映していると考えられる。 ・特に男性での朝食の欠食率が高く、生活習慣病、糖尿病等への影響が懸念される。 ・高齢者の結核患者の発見の遅れは、重症化、死亡に大きく影響する。また、高齢者は介護サービス利用等も多く、周囲への感染リスクがある。 ・健診受診率の低下により、疾病の早期発見、早期治療の遅れ、医療費等の負担増。 ・高齢化に伴う障害の重度化や重複障害者の増加、介護者の高齢化などに伴い、複合的な課題を持つ世帯への対応が求められている。 ・祖父祖母も高齢、実家が遠方といった理由で、育児の支援が得られにくく、孤立しやすい。 ・慣れない育児や夫婦の価値観の違いなどから、夫婦不仲(産後クライシス)、ワンオペ育児、産後うつなど様々な問題が起こりやすい。	・心疾患やがん等生活習慣病の早期発見のための検診受診啓発及び若い世代からの健康的な生活習慣に向けた啓発を進める必要がある。 ・多忙な区民が生活習慣の見直しによる健康づくりに取り組めるよう、取り入れやすい食材や隙間時間にできる運動等の情報発信 ・結核や肺がんを早期に発見するため胸部検診受診啓発が必要。 ・精神障害やひきこもり等への理解を深めるために、こころのふれあいネットワーク活動の充実や家族懇談会、支援者への研修等の啓発活動の継続的な取組が必要。 ・関係機関等と連携し、複合的課題に対応。 ・子育て家庭の健康づくり、喫煙など生活習慣の改善につながる取組が必要。 ・関係機関と連携し、子育ての孤立化を防止する取組が必要。 ・妊娠期からの子育て支援として、妊婦だけではなく、夫、パートナーを含めた、夫婦への支援が重要。	京都市の重点取組項目 (1)糖尿病発症予防 (2)循環器病発症予防 (3)骨粗しょう症予防 ※下京区では(2)(3)を新規として、その他、下京区課題に応じて以下のとおり計画。 ①循環器病発症予防プログラム【新規】 保険年金課と連携し、特定健診の結果で正常高値血圧に該当する区民を対象に、高血圧について学ぶ講話、食育セミナー及びお口の健康に関する講話等を盛り込んだシリーズの健康教室を実施する。運動の講話では「+1000(プラスせんぼ)※」の啓発も行う。＜下西医師会の協力を得て、下京区、南区合同開催を企画＞(※「+1000(プラスせんぼ)」は動画等により様々な機会で行う。) ②生活習慣維持向上のための骨粗しょう症対策プログラム【新規・一部充実】 ライフステージに応じた参集型の教室や地域出張型教室を実施する。乳がん検診等、各種事業と連携した取り組みも検討する。 ③企業連携による健康づくり事業【新規】 明治安田との連携により、区役所来庁者へ健康づくりに関心をもってもらうためミニ健康測定コーナーを設置、胸部検診や成人妊婦歯科相談等への受診勧奨も行う。(同様事業を中京区保健福祉センターで実施中) ④京都中小企業家同友会下京支部への生活習慣病予防啓発【継続】 健(検)診受診率向上や職場での健康づくりについて、同支部の昼食会等を利用したミニ講座の実施。 ⑤若い世代からの健康づくりに関する情報発信【充実】 庁内啓発モニターを活用した啓発、子育て応援情報ウェブサイトを活用した感染症に関する情報発信、SNSを活用した情報発信、青少年活動センターとの連携による取組等を実施。 ⑥その他区民や関係機関と協働した健康づくり【継続】 ア) 健康づくりサポーターや食育指導員に対する活動支援及び各健康教室の協働実施 イ) 食育セミナーの協働実施等、介護予防推進センター、すこやか学級等と連携した高齢者の健康づくり ⑦各種健診受診率向上の取組【継続】 ア)個別通知や市民しんぶん、関係機関への周知による区民、生活保護世帯、高齢者への健診案内 ⑧こころのふれあいネットワーク活動等【継続】 ア) こころの健康づくりに関する講演会等 イ) 作品展 ⑨妊娠期からの子育て支援【充実】 ア) 母子健康手帳の交付から切れ目のない支援を継続し、妊娠期から育児期にかけて身近な相談先として、丁寧な個別支援を行う。 イ) 主任児童委員が妊婦や赤ちゃんが誕生した家庭に、地域の子育て支援情報を届ける「下京赤ちゃんねっと事業」を実施し、地域交流の促進や子育て家庭の孤立防止に取り組む。 ウ) プレママ・パパ教室の内容充実、特別講座を開催、マタニティウェア・ベビー服のリユース会の内容充実 ⑩妊娠前、妊娠期からの健康づくり【継続】 ア) 妊婦相談事業(母子健康手帳発行時の面談)等における禁煙支援 イ) 親子の健康づくり講座(プレママ・パパ教室、出前講座 等)、思春期健康教育の内容充実 ⑪地域の子育て支援情報の発信【充実】 ア) ウェブサイト「下京子育て応援情報」による情報発信の充実 イ) 下京子育て応援情報誌「子どもねっと下京」年1回発行 ウ) 下京はぐくみだより「たんぽぽ」毎月発行 ⑫子育て支援ネットワークの構築【継続】 ア) 児童館等「基幹ステーション」や「つどいの広場」、主任児童委員など、地域力を活かして主体的に活動している機関や団体との連携 イ) 児童虐待予防に係る関係機関との連携強化	左No.①～⑦ ・高血圧予防プログラム、骨粗しょう症対策プロジェクト等の参加者が、自分の健康状態について正しく理解し、行動変容を起こすことができる。(プログラム参加者の反応や前後のアンケートにて評価) ・各種健診受診率向上 ・疾病罹患率、死亡比の低下 左No.⑧ ・障害のある方が必要な支援に繋がり、安心して地域で生活することができる。 左No.⑨～⑫ ・安心して出産、子育てを迎えられる夫婦が増える。 ・心身共に健康で前向きに楽しんで育児をすることができる保護者が増える。 ・地域とのつながりを持って孤立せず育児できる。 ・支援が必要な子育て家庭を早期に発見し、早期に支援を行うことができる。

保健福祉センターの組織機構図



【参考】京都市保健所



令和7年度 京都市保健所運営方針

令和7年7月
京都市

運営方針の策定に当たって

昨今の少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加などの市民の生活スタイルの変化、新興・再興感染症等による新たな健康危機事案への対応等、地域保健の課題はますます多様化している。

京都市では、平成29年5月に、各区役所・支所の福祉部と保健部を統合し、市民にわかりやすい6つの分野別窓口に再編した「保健福祉センター」を設置した。保健福祉センターは、住民に身近な保健福祉サービスの拠点、また保健所支所として、地域力推進室との一層の連携の下、各分野の様々な取組を地域のまちづくりと一体となって進めているところであるが、地域保健の推進における保健所の役割はますます重要となってきた。

今年度は、次の4つの取組を柱として、医療、介護、福祉の関係機関や地域住民との協働により、市民の多様なニーズに対応した保健活動の推進に取り組んでいく。

- ① 医療衛生施策の推進
- ② 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進
- ③ 母子保健の推進
- ④ 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

なお、令和3年度に、母子保健法に基づいた保健所事務分掌規則の改正を行い、一部の母子保健業務の所管が保健所から子ども若者はぐくみ局に移管されたが、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（厚生労働省告示）」にも示されているように、「保健所を地域保健医療に対する総合的な企画機能を有する中核機関と位置づけ、地域住民のニーズに合致した施策を展開できるようにすることが望ましい」ことから、保健所が直接所管する業務でなくとも、地域保健推進に重要と考えられる業務については、「地域保健における取組」として運営方針の中に提示している。

1 医療衛生施策の推進

今後想定される新興・再興感染症などの健康危機事案の発生への備えや動物愛護等の取組の推進など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

保健所の取組

1 健康危機事案への対応

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、腸管出血性大腸菌感染症や肝炎、エイズ、性感染症などについて、予防啓発や対策事業の企画、積極的疫学調査、感染症患者等の搬送、消毒業務を実施するなど、医療衛生企画課と保健福祉センター（健康長寿推進課）が連携し、感染症の拡大防止に努める。また、食中毒事案についても、医療衛生企画課と医療衛生センターが連携して、患者、施設等への調査及び措置を行う。

本市では、感染症法等が改正されたことを踏まえ、令和6年3月に感染症の予防の総合的な推進を図ることを目的に府市一体で「京都府感染症予防計画」を、また、本市における実行性を担保するため「京都市保健所健康危機対処計画」を策定している。

策定した計画等に基づき、令和6年4月からは、感染症による健康危機事案への対応を進めるとともに、健康危機管理体制を構築・強化するため、平時からI H E A T要員を含む人員体制の確保や研修・訓練等を実施するなど、新興感染症等による健康危機事案への備えを進める。

また、新型インフルエンザ等対策行動計画について、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえて、政府及び京都府行動計画が改定されたことに伴い、令和7年度に本市行動計画の改定を予定している。

2 結核予防の推進

令和5年3月に策定した「第四次京都市結核対策基本指針」に基づき、「対策の4つの柱」である①結核の予防、②患者への適正な支援や医療、接触者健診の実施、③各ハイリスク層・患者年齢層への個別対策、④指針を支える基礎となる取組に注力し、令和9年までに、結核罹患率を8.0以下、喀痰塗抹陽性肺結核罹患率を2.6以下に低減させることを目指す。

特に、感染・発症のリスクが高い高齢者や外国生まれの方などに対し、感染拡大防止のための啓発や検診受診の勧奨等を積極的に行い、更なる罹患率の低減に向けて取組を進める。

- 結核罹患率の推移（単位：人口10万対）

令和4年	令和5年	令和6年（速報値）
9.9	10.7	10.6

- 外国生まれ結核患者数の推移（単位：人）

令和4年	令和5年	令和6年（速報値）
15	33	36

3 食品衛生に関する取組の推進

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の規定により策定している「京都市食の安全安心推進計画」に基づき、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく。

なお、現行計画は令和7年度で期間終了のため、次期計画の策定に向け、有識者及び市民委員から構成される京都市食の安全安心推進議会に諮問し、議論を進めていく。

また、食品衛生法の規定により策定している「京都市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品等事業者に対する監視指導及び食品衛生思想の普及・啓発を行うとともに、飲食店営業等の営業許可手続や市民からの相談等に対応する。

さらに、令和6年4月から開始した京都市HACCP食の安全宣言届出制度を活用し、食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入及び定着を推進することで、本市における衛生管理の不備に起因する食品事故等の発生防止に取り組む。

《主な実績》

○ 食品関係営業施設に対する監視指導

	営業施設数(施設)		延監視指導件数 (件)	
	許可	届出	許可	届出
令和6年度	32,839	8,683	26,379	1,476

○ 食品衛生に関する知識の普及・啓発（令和6年度）

- ・ SNS等による食の安全安心情報の発信（61回）
- ・ 食品衛生に関する講習会等の実施（124回、3,305人参加）

4 「民泊」に関する取組の推進

市民生活を最重要視し、市民と宿泊者の安全安心の確保や、京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、違法な「民泊」の根絶や「民泊」に係る通報等への対応を継続するとともに、既存の許可施設等の管理運営体制に係る状況調査を徹底するなど、宿泊施設の適正な運営がなされるよう取組を進める。

《主な実績》

- 平成31年4月 ・「民泊」対策専門チームの体制を強化
- 令和元年10月 ・無許可営業施設に対する緊急停止命令の発出
- 11月 ・観光庁と連携し、国内外の「民泊」仲介業者に対し、本市条例で規定する駐在規定の遵守を求める周知協力及び適正な施設のみを掲載するよう厳格な運用を要請
- 令和2年4月 ・既存許可施設を含む全ての旅館業施設に対し、原則として人を宿泊させる間、使用人等の施設内駐在義務を全面適用
- 令和3年3月 ・本市に無許可営業疑いとして通報があった2,667施設に対して調査指導を行い、全ての施設を営業中止等に至らしめた。
- 令和3年4月～ ・徹底した調査指導により、無許可営業疑いとして通報があった施設について、大部分を営業中止等に至らしめている。

○ 無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況

年度	延べ通報等 回数	調査指導 対象施設数	調査・指導中 (施設数)	営業中止・ 撤退	旅館業に 該当せず
令和 4 年度	3 5	2 5	1	5	1 9
令和 5 年度	6 8	6 3	1	3 1	3 1
令和 6 年度	4 6 6	4 5 1	7	3 9 3	5 1

5 動物の愛護及び管理、狂犬病予防に関する取組の推進

京都動物愛護憲章に掲げる「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の飼養管理と愛護に関する条例及び京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例に基づき動物の適正飼養、終生飼養の啓発、指導及び犬・猫の引取り業務を行う。また、野良猫対策として、地域住民の理解と協力の下、地域住民が自ら定めたルールに基づき野良猫を適正に管理する活動に対し、本市が無償で避妊・去勢手術を実施する「まちなこ活動支援事業」を重点的な取組として推進するとともに、まちなこ活動の実施が困難な地域についても、避妊・去勢手術費用の一部助成や保護器の貸出しを行う。

その他、マイクロチップの装着や情報登録、災害時におけるペットの避難対策に関する啓発を行うとともに、福祉関係部署と連携した、ひとり暮らしの高齢者への終生飼養の周知・指導や、多頭飼育崩壊を未然に防ぐための犬・猫への避妊・去勢手術の無償実施を行う。

狂犬病予防については、動物由来感染症である狂犬病の発生及びまん延を防止するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の啓発、野犬の捕獲及び咬傷事故（こうしょうじこ）の調査等を行う。

《主な実績》

- 令和 2 年 10 月 ・認定 N P O 法人及び業界団体の民間 2 団体とペット防災に係る災害協定を締結
- 令和 3 年 3 月 ・第二期京都市動物愛護行動計画を策定
- 6 月 ・「日本ヒルズ・コルゲート株式会社」とペット防災に係る災害協定を締結
- 令和 4 年 7 月 ・「公益財団法人関西盲導犬協会」とペット防災に係る災害協定を締結
- 令和 5 年 2 月 ・「KYOTO CITY OPEN LABO」において、「ねこから目線株式会社」と連携し、高齢者が安心して猫と暮らすことができるよう、「飼い続ける支援・飼い始める支援事業」を開始
- 令和 6 年 5 月 ・マイクロチップ装着に係る周知チラシとカードの作成・配布
- 8 月 ・多頭飼育崩壊を予防するための飼い主向けチラシの作成・配布
- 9 月 ・京都動物愛護フェスティバル（Kyoto Ani-Love Festival）を開催
- 令和 7 年 3 月 ・「株式会社レティシアン」とペット防災に係る災害協定を締結

6 安心安全な医療提供体制の確保に関する取組の推進

医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法等関係法令に基づき、医療関係施設に係る開設許可及び届出受理事務、医療法第25条に基づく立入検査等の業務を行う。

立入検査については、定期検査（令和6年度は病院95件、診療所12件）のほか、確認や指導が必要な場合に臨時にも実施し、市内の医療提供体制の確保に取り組む。

また、医療安全相談窓口を設置し、市民からの医療に関する相談等に中立的な立場から対応し、相談者が自主的に問題解決できるよう助言を行うとともに、必要に応じ医療機関に対して助言を行う。

令和7年度は、美容医療をはじめとした自由診療、令和7年2月に策定された「あはき・柔整広告ガイドライン」への対応等、新たな課題への取組も進める。

7 薬事衛生に関する取組の推進

医薬品、医療機器等一斉監視指導、新規許可時の調査に加えて、随時立入検査を行い、薬局等に対する薬事監視に取り組むとともに、毒物劇物販売業、毒物劇物取扱者及び特定毒物研究者に対し、新規登録申請時及び必要に応じて随時立入検査を行い、毒物劇物の適切な取扱い等を指導し、危害防止に努めていく。

また、衛生検査所の精度管理に関して相当の学識経験を有する者からなる京都衛生検査所精度管理専門家会議を運営し、必要に応じて当該会議委員同行のもと、各検査所に対して2年に1回の頻度で立入検査を実施し、衛生検査所の検査精度の向上に努めていく。

さらに、本市では大麻、麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するため、ポスター等を用いた啓発活動を行っており、令和7年度はSNS広告に加え、商業施設等の多くの人が集まる場所においてデジタルサイネージ等を用いた啓発に努めていくとともに、オーバードーズに関する啓発動画の新規作成、大学生等の若年層を対象とした講習会の開催回数等を充実させ、大麻やオーバードーズ等の薬物乱用防止に関する意識を若年層の間に根付かせていく。

令和7年度の主な関連施策・事業

1 犬・猫の多頭飼育崩壊対策事業

多頭飼育崩壊を未然に防ぐことを目的として、犬・猫を複数頭飼育している飼い主のうち、対象となる条件を全て満たし、手術後も適正に飼養することを誓約できる飼い主の飼養する犬・猫に対し、協力動物病院又は動物愛護センターで避妊・去勢手術を無償で実施する。

2 所有者等のいない猫（いわゆる野良猫）対策事業

(1) まちねこ活動によらない野良猫への避妊・去勢手術費用の一部助成及び保護器の貸出

京都市獣医師会と連携して実施している現行の飼い犬・猫に対する避妊・去勢手術助成事業について、助成頭数を拡大するとともに、助成対象をまちねこ以外の野良猫にも拡大するほか、野良猫の避妊・去勢手術を行おうとする市民に対し、猫の保護器を無償で貸し出す。

(2) 京都市獣医師会への幼齢子猫の育成及び譲渡委託

野良猫が産み落とした、哺乳や医療ケアが必要な子猫を、適切な飼育が可能な協力動物病院へ預け、譲渡できる月齢までの育成及び譲渡を委託し、子猫の殺処分数の減少に向けて取り組む。

2 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

令和6年3月に策定した「京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」に基づき、市民の皆様が主体的に日々の健康づくりに取り組んでいただき、それを支える社会環境づくりを本市や関係機関・団体等が協働して取り組むことによって、本市の健康づくりをこれまで以上に力強く推進していく。

特に、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働により、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

保健所の取組

1 地域における自主的な健康づくりの支援

○ 地域における健康づくり事業の実施

- (1) 各区役所・支所において地域の実情や課題を分析のうえ作成した健康づくり事業基本方針に基づき、保健福祉センター各室・課が連携し、「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」の柱に対応した事業に取り組む。
- (2) 地域の健康課題に加え、全市の健康課題を踏まえた京都市全体の共通重点項目を定め、地域の特色に応じた取組を積極的に実施する。

【令和7年度重点取組項目】

- ・ 糖尿病発症予防に向けた取組
- ・ 循環器病発症予防に向けた取組
- ・ 骨粗しょう症予防に向けた取組



《主な実績》

○ 地域における健康づくり事業

(単位：回)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	1,379	1,617	1,690

(地域における健康づくり事業の例)

身体活動・運動に関する教室、食育セミナー、歯と口の健康づくり教室 等

2 受動喫煙防止対策の推進

令和2年4月1日に全面施行された改正健康増進法に基づき、これまでから法制度の普及・啓発や飲食店における受動喫煙防止のための標識の配布、市民や施設等からの問い合わせに対応するための相談窓口等の設置など、様々な取組を進めてきた。

法改正に先行し、令和2年2月からは、飲食店に対し、個別訪問と電話調査による周知及び監視・指導の取組を実施している。

令和7年度も引き続き相談窓口を運営し、違反事案の通報があった場合には、国のガイドラインに基づき、施設の管理権原者等に対して、適切に受動喫煙防止対策を講じるよう、助言や指導等を行い、望まない受動喫煙をなくすための取組を進めていく。

《主な実績》

- 京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口の運用状況 (単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談及び問合せ件数	274	331	288
通報件数	141	181	183

3 がん検診の受診率の向上に向けた取組の推進

がん検診の受診率の向上に向け、今後とも、京都府医師会等関係機関との連携による普及・啓発、「ピンクリボン京都」活動等の民間と連携した社会的な啓発活動を実施する。また、保健医療システムや京都市国保と連携し、個別受診勧奨の更なる強化等に取り組む。

《主な実績》

- 本市がん検診の受診率の推移（国民生活基礎調査（大規模調査））

種類		H28年調査	R1年調査	R4年調査	(参考) 国の目標値
胃がん検診	京都市	32.8%	45.2%	42.3%	50% (～R4年度) 60% (R5年度～)
	全国平均	40.9%	48.8%	48.4%	
肺がん検診	京都市	37.7%	41.4%	39.2%	
	全国平均	46.2%	49.4%	49.7%	
大腸がん検診	京都市	32.1%	37.3%	37.7%	
	全国平均	41.4%	44.2%	45.9%	
子宮頸がん検診	京都市	36.5%	37.8%	37.2%	
	全国平均	42.4%	43.7%	43.6%	
乳がん検診	京都市	37.2%	43.6%	41.6%	
	全国平均	44.9%	47.4%	47.4%	

4 糖尿病重症化予防の取組の推進

生活習慣病である糖尿病は、症状が進行すると腎不全など様々な合併症を引き起こし、市民の健やかな生活に深刻な影響をもたらすこととなることから、治療が必要な方を早期に発見し、治療につなげていく重症化予防の取組が重要である。

このため、医療機関、保健医療関係団体、保険者等の参画の下、平成29年度に設置した「京都市糖尿病重症化予防地域戦略会議」において、健診データを活用したきめ細かな受診勧奨や、かかりつけ医療機関と連携した保健指導の実施などを進めていく。

《令和6年度の主な実績》

- 京都市糖尿病重症化予防戦略会議の開催（令和7年1月）
○ 京都市糖尿病重症化予防事業検討会の開催（令和7年2月）

5 災害時医療救護体制の構築

近年、台風や大雨による被害が各地で頻発しており、また、近い未来における「南海・東南海地震」の発生が危惧されるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない身近なものとして、事前にしっかりと備えておく必要がある。

このため、とりわけ、人命救助に重要な医療救護活動が、発災時に十分に機能するよう、あらかじめ医療関係団体と連携した訓練の実施や、医療救護活動の調整を担う本部機能の確保等により、実践に備えた体制整備に取り組む。

《主な実績》

- 令和元年 7 月 ・京都市医療救護活動マニュアル（震災対策編）（第一版）策定
- 令和元年 9 月 ・各区役所・支所保健福祉センターと市内各地区医師会との災害時における連携体制の構築に向けた協議を実施
- 令和 2 年 12 月 ・京都府歯科医師会と締結した「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」に基づく歯科医療救護活動が、発災時に有効に機能し、実効性あるものとなるよう、京都府歯科医師会との災害時歯科医療救護活動に係る検討会を開催
- 令和 3 年 3 月 ・大規模災害等の発生時に、京都市域において、災害医療関係機関・団体が相互に連携を図り、医療救護活動を効果的かつ円滑に実施できるよう、災害時医療救護活動に係る各種取組や課題等を共有し、連携体制を構築することを目的とした「京都市域災害医療連絡協議会」を設置し、第 1 回協議会を開催（2 回目：令和 4 年 2 月、3 回目：令和 5 年 3 月、4 回目：令和 6 年 3 月）
- 令和 3 年 5 月 ・京都市医療救護活動マニュアル（震災対策編）（第二版）策定
- 令和 4 年 3 月 ・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催
- 令和 5 年 2 月 ・災害時医療救護活動に係る京都市の取組に関する H P の公開
・災害時医療救護活動に係る動画研修資料（医療関係者向け）の公開
・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催
- 令和 6 年 3 月 ・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催
- 令和 6 年 11 月 ・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催

令和7年度の主な関連施策・事業

1 地域における健康づくり事業

健康づくりを通じて、市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し、市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより、地域住民の主体的な健康づくり活動を支援する。(主なテーマ：栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、歯と口の健康、禁煙、飲酒、思春期など) (保健所)

2 健康長寿のまち・京都推進プロジェクト

市民ぐるみで健康づくりに取り組む「機運の醸成」を主眼としてプロジェクトを実施してきたが、「エビデンスに基づく、市民・地域主体の健康行動の定着」に向けた取組に事業再編し、健康長寿社会の形成に向けた取組を介護予防事業と一体的に進める。また、「歩く」をテーマに市民ぐるみ運動を進めることとしており、現状よりも1日の歩数を1,000歩増やすことから始めていただくため、「プラスせんぽ」のキャッチフレーズの普及に取り組む。(保健所)

3 フレイル対策支援事業

「運動」「栄養・口腔」「社会参加」の総合的なフレイル対策の推進を図るため、地域介護予防推進センターの関与のもと、医療専門職との連携により、地域住民が主体となって介護予防に取り組むグループ等に対して、管理栄養士や歯科衛生士等の医療専門職が連携して講話・健康相談等の支援や体力測定等を実施する。(地域保健)

4 加齢性難聴に係る取組

地域介護予防推進センターにおいて、介護予防教室や地域の通いの場等で「聞こえのチェック」を実施し、聞こえに問題がある場合には受診勧奨を実施するとともに、リハビリテーション専門職等による講習会や相談会による加齢性難聴の周知に取り組む。(地域保健)

3 母子保健の推進

本市においては、令和6年4月の改正児童福祉法施行に伴い、各区役所・支所子どもはぐくみ室を、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の2つの機能を担い、一体的に支援を実施する「こども家庭センター」として位置付けている。

母子保健施策としては、妊娠前、妊娠期、出産前後、育児期に渡る体系的なサービスを、全ての母子を対象としたポピュレーションアプローチの考え方にに基づき展開し、子どもの健やかな成長発達と家庭の子育て力の向上をめざして、地域の関係機関と連携しながら、全ての子どもや子育て家庭に対してきめ細やかな支援を行うとともに、親子の健康の保持増進や安心して子育てができるための知識の提供に努めている。

また、児童福祉施策としては、個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」、継続的な支援等に早期に「つながり」、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことで、児童虐待の未然防止を推進している。

保健所としては、このような子どもはぐくみ室の業務の質を高める役割を担うとともに、長期療養児等への支援など、専門的アプローチを要する業務に取り組んでいる。

保健所の取組

1 長期療養児への支援

医学の進歩に伴い、NICU等で救命し、退院後自宅にて人工呼吸器や胃ろう等を使用する医療的ケア児（日常生活を営むために医療的ケアを必要とする子ども）が年々増加している。また、小児慢性特定疾病等の慢性疾患に罹患（りかん）している児は、長期にわたり療養が必要となる。

これらの長期療養児が、住み慣れた地域で育ち、学び、働くことをサポートするため、疾患や療養状況を把握し、日常生活での問題解決に向け、長期療養児の特性を踏まえた支援を行うとともに、医療・保健・福祉・子育て支援・教育等の多機関が連携できる体制を整えていく。

《主な実績》

- 慢性疾患で療養中のお子様・親御様、医療的ケア児の支援に関わっている方のための講演会・交流会「医療的ケア児の在宅生活について」（令和6年9月）
- 京都市医療的ケア児等支援連携推進会議の開催

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	2	2	1

2 母子保健事業への助言

乳幼児健康診査においては、従事者が共通の認識のもと従事できるように作成した「京都市乳幼児健康診査マニュアル」を改訂し、幼児健康診査における心理発達スクリーニングの変更を行った。本改訂を踏まえながら、健診における疾患スクリーニングの精度管理を行い、スクリーニングの質の向上を図るとともに、その結果を健診従事者にフィードバックし、子どもはぐくみ室での健診の標準化を目指している。さらに、医師・歯科医師等の健診従事者の研修を実施し、乳幼児健康診査の質の向上に努めている。

《令和6年度の主な実績》

- 乳幼児健康診査従事医師研修（令和7年3月）
- 乳幼児健康診査マニュアル新改訂第10版（令和7年4月発行）

地域保健における取組

1 体系的な母子保健事業の実施

母子健康手帳交付時に保健師が面接を行う「妊婦相談事業」や、妊娠中の初妊婦等に訪問を行う「こんにちはプレママ訪問事業」、出産後4か月未満の全ての乳児家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や、子どもの発育や発達、子育て状況等を確認するために発達の節目ごとに行う「乳幼児健康診査（4か月児、8か月児、1歳6か月児、3歳児）」等の体系的な母子保健事業を実施することで、切れ目ない支援を行う。

また、1か月健診については、委託により実施している。

《主な実績》

- 妊婦相談事業 (単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面接数	8,802	8,073	8,022

- こんにちはプレママ事業（ハイリスク妊婦を含む妊娠中の訪問延件数）（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実件数	3,048	3,423	3,404

- こんにちは赤ちゃん事業（訪問延件数）（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実件数	8,771	8,666	7,924

- 乳幼児健康診査

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率
4か月児健診	8,286	98.5%	7,873	99.2%	7,078	98.8%
8か月児健診	8,227	98.1%	8,145	98.9%	7,189	98.5%
1歳6か月児健診	8,511	98.0%	8,002	98.6%	7,660	98.5%
3歳児健診	9,044	97.4%	9,598	97.9%	8,020	97.7%

2 相談支援・保健指導の実施

母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等で把握した、妊産婦や保護者の妊娠・出産・子育てに関する様々な相談、疑問や不安に対し、必要な情報提供や助言、保健指導等を丁寧に行い、個々の家庭に寄り添った支援を提供している。

《主な実績》

- 妊婦相談事業（再掲）
- こんにちはプレママ事業（再掲）
- こんにちは赤ちゃん事業（再掲）

- 乳幼児健康診査（再掲）

3 課題や困難を抱える家庭の支援

関係者の調整が必要と判断される妊産婦や、長期療養児等の課題や困難を抱える家庭に対しては、子どもはぐくみ室が身近な地域の行政機関である強みを生かし、個別の継続的な寄り添い支援を実施することで、支援の充実を図っている。

また、子どもはぐくみ室は、児童虐待を含め、支援を必要とする児童やその保護者に対し、複数の機関で支援を行うための法定化されたサポートネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関でもあり、各関係機関との効率的かつ効果的な連携を行うことで児童虐待の未然防止に努めている。

《主な実績》

- 家庭訪問型継続的個別支援 (単位：件)

	専門的相談支援		育児・家事援助	
	実件数	延件数	実件数	延件数
令和4年度	9 2 7	1, 6 1 5	1 5 1	1, 5 1 7
令和5年度	8 1 9	1, 6 3 4	1 0 9	1, 1 8 0
令和6年度	7 5 1	1, 6 4 3	1 0 2	1, 2 0 1

令和7年度の主な関連施策・事業

1 不妊に悩む方への支援の充実

不妊・不育等に関する悩みを持つ方への精神的ストレスを軽減するため、就労されている方等への相談にも対応できるようオンラインでの24時間相談体制を充実するとともに、インターネット等を活用した事業周知や不妊症に関する啓発活動を推進する。(地域保健)

2 妊娠・出産・子育てに関する相談窓口

全ての妊婦・子育て家庭が安心して、出産・子育てができる環境を整備するため、令和6年3月からSNS等を活用した相談を実施している。昨年度から京都府と連携を図り、予期せぬ妊娠などで急ぎ相談したい場合に、いわゆる「妊娠SOS」にも対応できる体制を構築できるよう協議を重ねた結果、令和7年7月から府市の類似窓口を統合し、「きょうと妊娠SOS」と「きょうと妊娠から子育てSNS相談」として共同設置する。(地域保健)

3 京都市医療的ケア児等支援連携推進会議

医療的ケア児とその家族の活動の支援や日中の居場所づくりについて関係機関・団体等が情報共有を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等による支援の連携を引き続き推進していく。(保健所)(地域保健)

4 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

令和6年3月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024－2029）」を策定）に基づき、障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

各区役所・支所障害保健福祉課では、3障害（身体・知的・精神）及び難病に係る相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

保健所の取組

1 地域精神保健福祉施策の推進

精神障害のある人やその家族が地域で安心して生活していけるよう関係機関及び地域社会との密接な連絡協調の下に、精神障害のある人の早期治療の促進並びに社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行う。

また、緊急で医療が必要な精神障害のある人については、人権に十分配慮しつつ、迅速かつ慎重に適切な医療の確保を図る。

精神科病院から退院し地域生活を送る精神障害のある人に対しては、関係機関との連携を図り、継続的な通院医療の確保のほか、必要な支援の提供に取り組む。

《主な実績》

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	1,850	1,878	1,912
2級	11,652	12,190	12,881
3級	7,119	7,734	8,420
合計	20,621	21,802	23,213

○ 自立支援医療費（精神通院医療）承認状況 (単位：件)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
32,184	33,387	34,149

2 難病患者への支援

難病患者への支援については、指定難病であるかどうかにかかわらず、在宅で療養している難病患者やその家族の精神的負担軽減を図り、療養上の不安の解消や生活の質の向上に資するため、窓口相談や訪問相談等に取り組んでいく。

また、人工呼吸器装着者等の医療依存度の高い方を対象に、京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業で得られた情報も生かしつつ、災害・緊急時の停電時支援のため、個別の避難マニュアルの作成支援や安否確認者リストの整備を進める。

《主な実績》

- 特定医療費助成制度（指定難病）受給者数 （単位：人）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
13,625	13,613	14,062

3 自殺対策

自殺対策については、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、令和5年3月に第3次「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」を策定。

「市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、取組を進めている。平成29年度から、各区役所・支所障害保健福祉課を自殺対策の身近な相談窓口として位置づけており、各制度所管課・関係機関等との連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及・啓発等に取り組んでいく。

《主な実績》

人口動態統計に基づく自殺の状況	令和3年		令和4年		令和5年	
	京都市	全国	京都市	全国	京都市	全国
自殺者数 (自殺死亡率※)	209人 (14.4)	20,291人 (16.5)	207人 (14.3)	20,252人 (17.4)	238人 (16.5)	21,037人 (17.4)

※ 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

令和7年度の主な関連施策・事業

1 自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～（継続）

＜電話番号：075-321-5560＞

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年8月から相談時間を拡充していた「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」について、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して一定期間経過した後の状況も踏まえ、令和7年4月1日から、相談受付時間を土日祝日、年末年始を除く平日午前9時～午後4時に変更。

また、「きょう こころ ほっとでんわ」で受けた相談のうち、専門的な悩みを抱えた方で希望される場合には、後日、内容に応じた専門家が悩みをお聞きする寄り添い支援の取組を実施している。（保健所）

＜参考＞

○京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業（新規）

令和6年能登半島地震や南海トラフ周辺での地震の発生を受け、在宅で常時人工呼吸器を使用する難病患者等の方が災害発生等の非常時にも生命を守り生活を継続でき、家族介護者の不安が解消されるよう、発電・蓄電が可能な非常用電源装置の購入費用を助成する。（保健所）

5 保健福祉センターが一体となった総合的な支援の実施

本市では、令和6年度から、分野・属性を問わない「相談支援」、社会とのつながりや参加を支援する「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を開始し、地域共生社会の実現に向けてより一層取り組んでいくこととしている。「重層的支援体制」の推進は、各地域の支援関係機関や関係者が地域住民の福祉課題を断らず受け止め、地域がつながり、「一緒に・重なり・協働する」ことをコンセプトとしている。こうした考え方を踏まえ、複合課題を抱える世帯等、地域では対応が困難な課題を、関係機関・団体との連携の下、しっかりと受け止め、保健福祉センターの各分野における専門的な支援や地域団体による支援が、世帯の状況に応じて適切に組み合わせられ、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、一体的に実施されるよう、市内や地域団体との情報共有、連携強化に取り組む。

とりわけ、保健福祉センターの各室・課は、それぞれが所管する既存施策の適用だけでなく、より早い段階から支援が必要な人を施策につなげるという法の趣旨を最大限に踏まえて、個々の世帯や関係機関による支援状況に合わせた支援方針に基づき、見守りや寄り添いといったマンパワーによる支援を積極的に行うなど、職員一人ひとりが、支援者の立場で主体的に関わることを、支援に当たっての共通の基本姿勢として位置付ける。

保健所の取組

○ 保健師等専門職の統括

統括保健師は、健康長寿推進課、障害保健福祉課、子どもはぐくみ室及び地域力推進室（ごみ屋敷対策）の分野別に配置された保健師等の専門職が組織横断的に連携し、保健福祉センターが一体となった総合的な支援が実施できるよう、各分野を横断的につなぎ、統括するとともに、大規模災害発生時等の保健師等の活動や支援の連絡調整、さらには、各分野の保健師等専門職への助言、指導、人材育成等を行う。

地域保健における取組

○ 複合する支援課題への対応

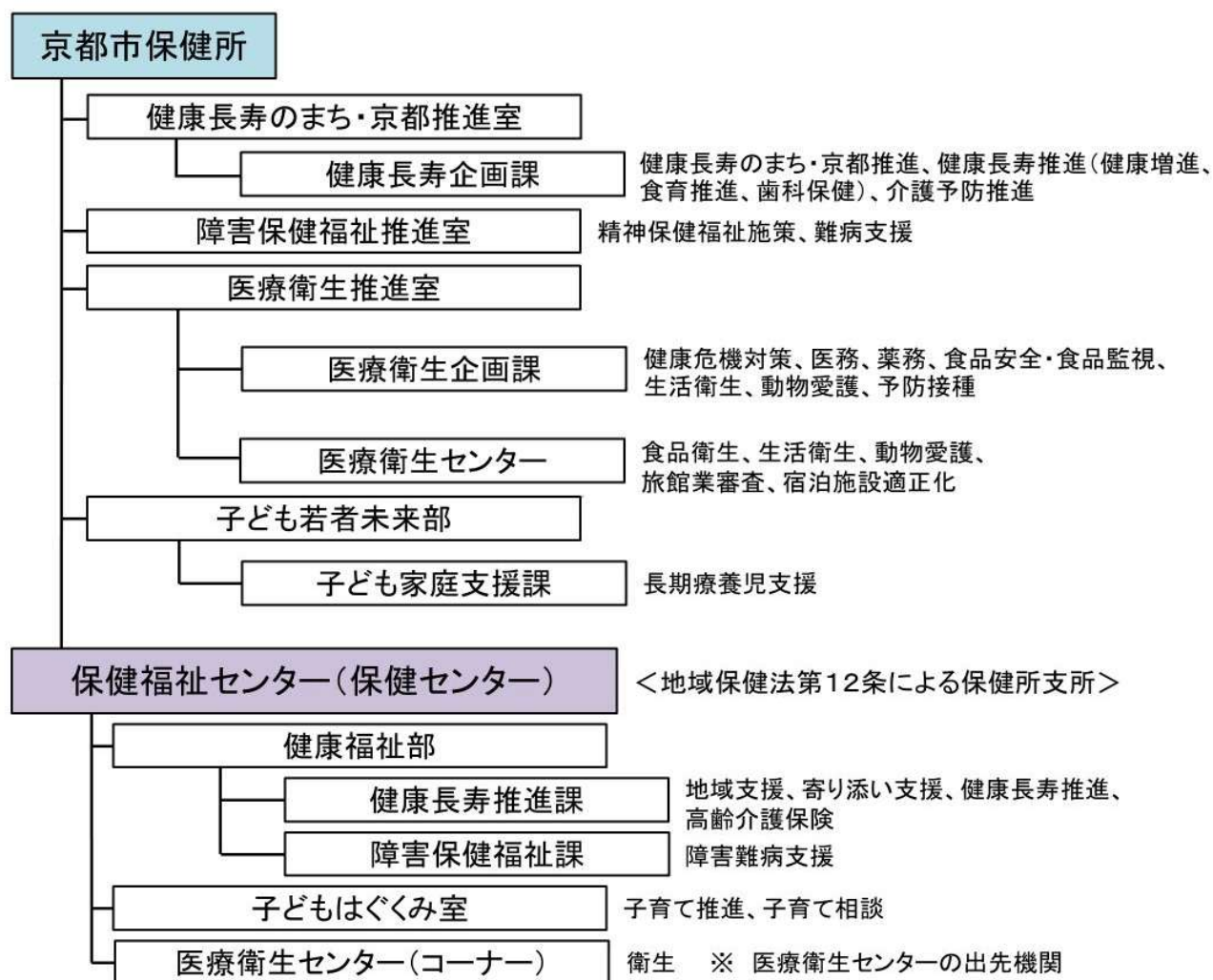
虐待、ひきこもり、生活困窮、制度の狭間等（孤独・孤立、ケアラー含む）の複合する支援課題への対応については、地域の関係機関・団体等との連携体制を構築することにより、保健福祉センターが一体となった支援を、地域ネットワークの中で、地域ぐるみで実施されるよう取り組む。

ひきこもり状態にある方への支援に当たっては、各室・課が所管する施策や各法別ケースワーカーによる主体的な支援が十分に発揮され、保健福祉センターが一体となって支援を行うことができるよう、支援調整会議を開催し、保健福祉センター長の差配の下、本人や家族に対する支援の方針を検討し、地域での見守りも含めた必要な支援や関係機関の役割等をコーディネートする。

制度の狭間や支援拒否など、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援につながっていない方等に対しては、重層支援会議において検討のうえ、「地域あんしん支援員」による手厚い寄り添い支援が効果的に実施されるよう、各法別ケースワーカーとの連携強化や地域の関係機関・住民による見守り活動等の一層の推進を図る。

いわゆるごみ屋敷対策については、地域力推進室をはじめとする関係各課、関係団体との連絡調整や必要な支援等を通じて、要支援者の不良な生活環境の解消に向け、区役所・支所が一体となって取り組む。

<参考> 令和7年度京都市保健所組織について



別紙 令和 7 年度下京区における健康づくり基本方針シート

現状分析	健康課題	対応策	今年度の重点取組	数値目標・期待できる効果
【下京区概況】 ・生産年齢人口割合が市内で最も高い。 ・1世帯当たり人員は年々減少、単身世帯が増加している。 ・転出入率が多い。外国人人口も年々増加。 ・高齢化率は市内で最も低い^が、要支援要介護認定率は全区より高い。 ・共同住宅の割合が最も高く、約 7 割を占める。 【疾病状況】(標準化死亡比 H30～R4) ・男女とも心疾患が最も多い。 ・悪性新生物は、男性は全国平均並みに低下したが、女性は肺、肝臓、胃で高くなっている。 (国保特定健診 R5年度) ・「1回30分以上の運動習慣なし」「1日1時間以上の運動なし」の割合が男女とも半数(京都市全体の傾向と同じ) ・「週3回以上就寝前夕食」「週3回以上朝食を抜く」「1日の飲酒量1合以上」「睡眠不足」の割合が行政区比較では男女とも高く、特に男性でその傾向が高い。 ・男性の「メタボ判定＋予備群」「糖尿病有病者＋予備群」の割合は年々増加傾向、昨年度からは横ばい。 ・「高血圧有病者」の推移は横ばいだが、男性では約半数が有病者。 ・医療費分析では国保は糖尿病関連、後期高齢では心疾患、骨折等の筋骨格関連が高い。 (結核、その他) ・結核患者新規登録者数はコロナ禍では一時減少したがR4年以降増加、R6年は外国人留学生在が目立って増加している。 ・R5結核新規登録者では、7 割を 65 歳以上が占めている。(R6集計中) 【障害、難病、ひきこもり等の状況】 ・精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)、障害福祉サービス等の件数は増加傾向にある。 ・難病患者も高齢化しており、特定医療申請者の 6 割が 60 歳以上、新規神経筋難病患者においては 8 割を占める。 ・高齢の親の健康問題や虐待等をきっかけに、同居するひきこもりや障害のある子の支援が必要になる例が増えてきている。 【子育て状況】 ・出生数は減少傾向で推移している。・母子健康手帳の交付数も減少傾向。 ・合計特殊出生率は令和元年度以降、1を下回り、市内で 2 番目に低い。(R5:0. 78) ・40 歳以上の合計特殊出生率が市内で最も高い。 ・市内外からの転出入が多く、実家が遠方で身近に育児の支援者がいない子育て世帯が多く見受けられる。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化等により、小さな子どもと接した経験のない夫婦が増えている。 ・妊婦やその夫(パートナー)の成育歴や既往歴、育児の支援者不足等の状況から、継続的な支援が必要な世帯が多く、出産後、医療機関から「産婦健診ホッとサポート事業」による情報提供や「スマイルママ・ホッと事業」「子育て支援短期利用事業」等の利用者が増えている。 ・外国人夫婦の転入、妊娠が増えており、言語の問題がある中、出産、育児、生活全般の相談を受けることも増えてきている。 ・妊婦相談事業で、妊婦の喫煙は減っているが、妊娠を機にやめた、やめる予定等を含め喫煙歴ありの割合は約1割、パートナーなど同居家族の喫煙ありの割合は 2 割ある。 ・児童虐待の通告、相談件数が全市的に増加傾向	・全国、京都市と比較しても心疾患の死亡比が高く、平均寿命や健康寿命に影響。 ・心疾患、特に狭心症や心筋梗塞等の要因となる、喫煙、飲酒、運動不足、食習慣等の生活習慣改善の課題。これらは、下京区民の生活スタイルを反映していると考えられる。 ・朝食の欠食率が高く、生活習慣病、骨粗しょう症等への影響が懸念される。 ・高齢者の結核患者の発見の遅れは、重症化、死亡に大きく影響する。また、高齢者は介護サービス利用等も多く、周囲への感染リスクがある。 ・健診受診率の低下により、疾病の早期発見、早期治療の遅れ、医療費等の負担増。 ・高齢化に伴う障害の重度化や重複障害者の増加、介護者の高齢化などに伴い、複合的な課題を持つ世帯への対応が求められている。 ・高齢での出産により、産後の心身の不調が起こりやすく、育児への不安や負担感が大きい。 ・祖父母も高齢、実家が遠方といった理由で、育児の支援が得られにくく、孤立しやすい。 ・慣れない育児や夫婦の価値観の違いなどから、夫婦不仲(産後クライシス)、ワンオペ育児、産後うつなど様々な問題が起こりやすい。	・高齢者に対して要介護の原因となる骨折、フレイル対策の推進 ・心疾患やがん等生活習慣病の早期発見のための検診受診啓発及び若い世代からの健康的な生活習慣に向けた啓発 ・多忙な区民が無理なく生活習慣の見直しによる健康づくりに取り組めるよう、食事や口腔、運動「＋1000 歩(プラスせんぼ)」等の情報発信 ・結核や肺がんを早期に発見するため胸部検診受診啓発 ・精神障害やひきこもり等への理解を深めるために、こころのふれあいネットワーク活動の充実や家族懇談会、支援者への研修等の啓発活動の継続的な取組 ・関係機関等と連携し、複合的課題に対応。 ・子育て家庭の健康づくり、喫煙など生活習慣の改善につながる取組が必要。 ・関係機関と連携し、子育ての孤立化を防止する取組が必要。 ・妊娠期からの子育て支援として、妊婦だけではなく、夫、パートナーを含めた、夫婦への支援が重要。	京都市の重点取組項目 (1)糖尿病発症予防 (2)循環器病発症予防 (3)骨粗しょう症予防 ※下京区では(3)を充実として、その他、下京区課題に応じて以下のとおり計画。 ①生活機能維持向上のための骨粗しょう症予防対策プログラム【充実】 骨粗しょう症発症予防等のため、骨密度測定と合わせて栄養、口腔、運動等に関する講話を取り入れた健康教室を実施する。 骨密度測定の他、パタカ測定、血管年齢測定、ベジチェック(明治安田生命協力)等も活用した測定会や、地域からの依頼に応じた出張型教室も実施する。 ②若い世代からの健康づくりに関する情報発信【継続】 庁内啓発モニターを活用した啓発、区役所ホームページを活用した感染症等に関する情報発信、SNS を活用した情報発信、青少年活動センター等と連携した啓発を実施。 ③睡眠と休養の健康教室【新規】 睡眠不足の課題(国保特定健診問診結果から)に着目し、睡眠と休養、病気のリスクに関する知識の習得や睡眠の質の向上を図ることで健康リスクを下げることを目的に、健康教室を実施。 ④地域出張型健康教室【継続】 地域からの依頼により、市民ニーズと下京区の健康課題をふまえながら、生活習慣改善のための啓発を行う。 ⑤その他区民や関係機関と協働した健康づくり【継続】 ア) 健康づくりサポーターや食育指導員に対する活動支援及び各健康教室の協働実施 イ) 食育セミナーの協働実施等、介護予防推進センター、すこやか学級等と連携した高齢者の健康づくり ⑥各種健(検)診受診率向上の取組【継続】 ア)個別通知や市民しんぶん、関係機関への周知による区民、生活保護世帯、高齢者への健(検)診案内 ⑦こころのふれあいネットワーク活動等【継続】 ア) こころの健康づくりに関する講演会等 イ) 作品展 ⑧妊娠期からの子育て支援【充実】 ア) 母子健康手帳の交付から切れ目のない支援を継続し、妊娠期から育児期にかけて身近な相談先として、丁寧な個別支援を行う。 イ) 主任児童委員が妊婦や赤ちゃんが誕生した家庭に、地域の子育て支援情報を届ける「下京赤ちゃんねっと事業」を実施し、地域交流の促進や子育て家庭の孤立防止に取り組む。 ウ) プレママ・パパ教室の内容充実、特別講座を開催、マタニティウェア・ベビー服のリユース会の内容充実 エ) 赤ちゃん人形貸出事業の実施(新規) ⑨妊娠前、妊娠期からの健康づくり【継続】 ア) 妊婦相談事業(母子健康手帳発行時の面談)等における禁煙支援 イ) 親子の健康づくり講座(プレママ・パパ教室、出前講座 等)、思春期健康教育の内容充実 ⑩地域の子育て支援情報の発信【充実】 ア) 新たな情報サイトの開設及び情報発信の充実 イ) 下京子育て応援情報誌「子どもねっと下京」年1回発行 ウ) 下京はぐみだより「たんぽぽ」毎月発行 ⑪子育て支援ネットワークの構築【継続】 ア) 児童館等「基幹ステーション」や「つといの広場」、主任児童委員など、地域力を活かして主体的に活動している機関や団体との連携 イ) 児童虐待予防に係る関係機関との連携強化	左No.①～⑥ ・骨粗しょう症対策プログラム等の参加者が、自分の健康状態について正しく理解し、行動変容を起こすことができる。 (プログラム参加者の反応や前後のアンケートにて評価) ・各種健(検)診受診率向上 ・疾病罹患率、死亡比の低下 左No.⑦ ・障害のある方が必要な支援に繋がり、安心して地域で生活することができる。 左No.⑧～⑪ ・安心して出産、子育てを迎えられる夫婦が増える。 ・心身共に健康で前向きに楽しんで育児をすることができる保護者が増える。 ・地域とのつながりを持って孤立せず育児できる。 ・支援が必要な子育て家庭を早期に発見し、早期に支援を行うことができる。

令和7年11月7日(金)
令和7年度下京区地域保健推進協議会

1

下京区健康診査受診者における 生活習慣・フレイルの状況 (令和5年度データの集計)

石崎達郎

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室
京都市保健所

1

2

特定健康診査

- 目的: 糖尿病・心臓病・脳卒中などの生活習慣病の発症リスクであるメタボリック症候群を早期に発見・改善することで、生活習慣病の発症・重症化を防ぐこと

- 対象: 40歳～74歳(75歳)

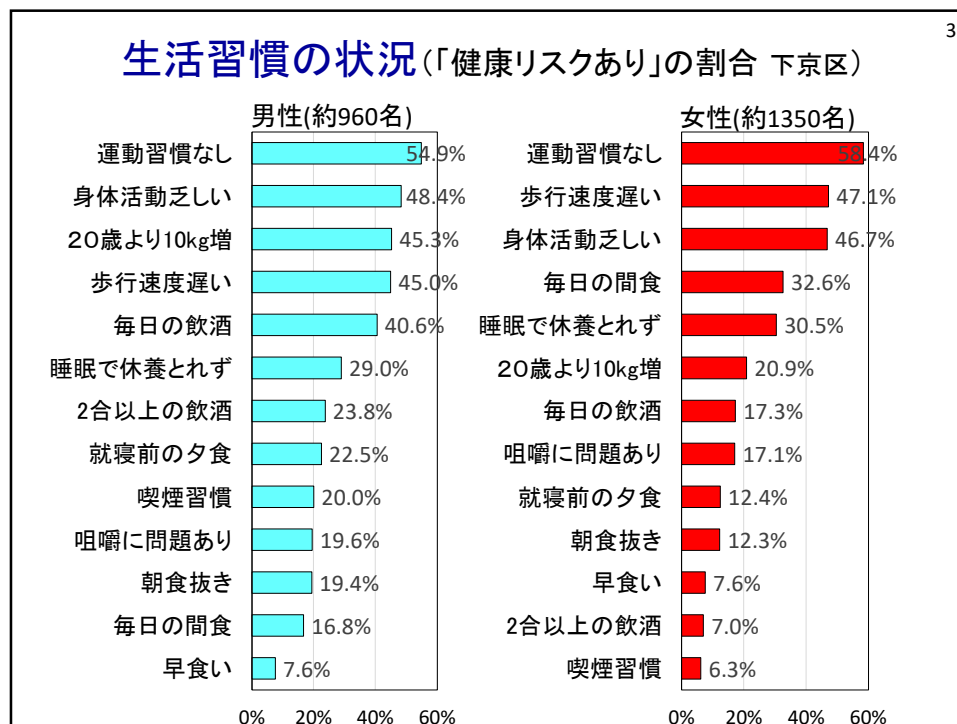
令和5年度の受診者(下京区)

- 性別: 男性962人(41.6%)、女性1353人(58.4%)

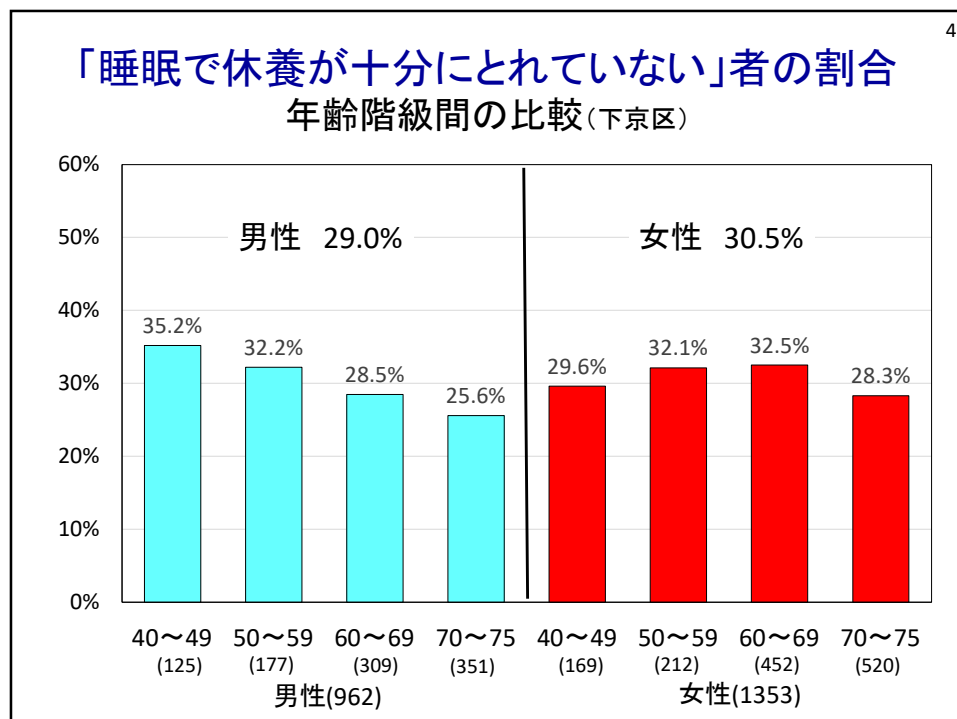
- 年齢構成:

	男性	女性
40～49歳	13.0%	12.5%
50～59歳	18.4%	15.7%
60～69歳	32.1%	33.4%
70～75歳	36.5%	38.4%
平均年齢	63.4歳	63.9歳

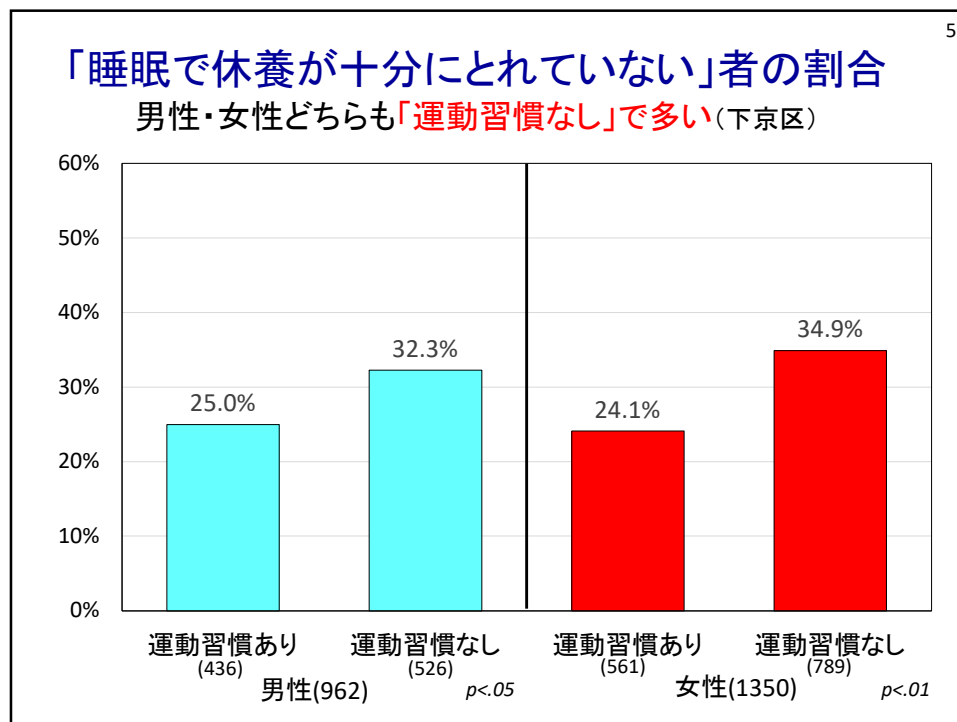
2



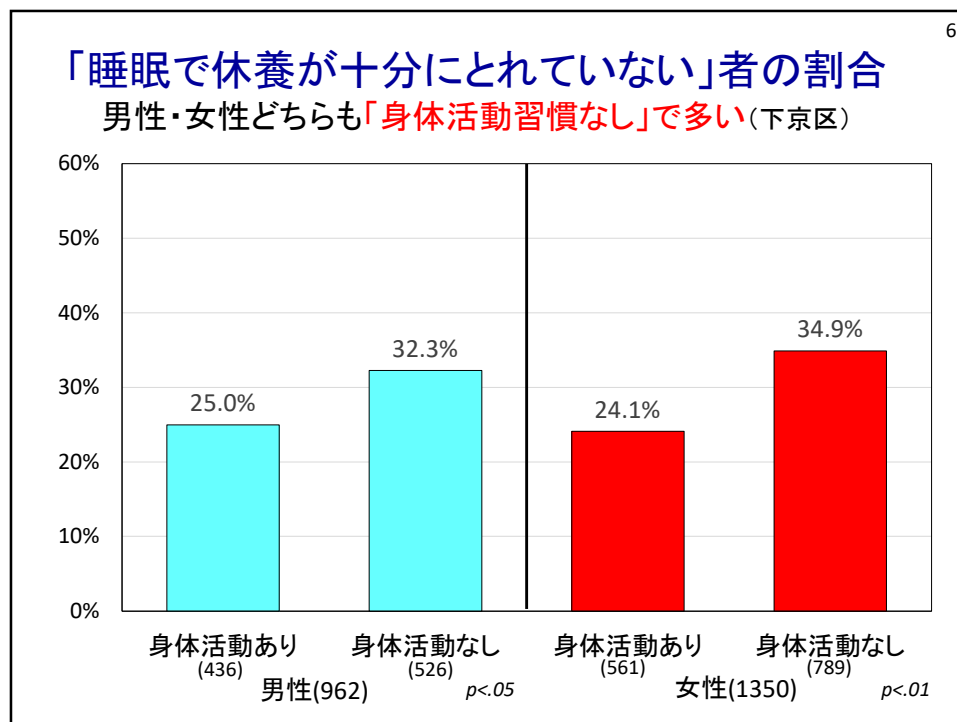
3



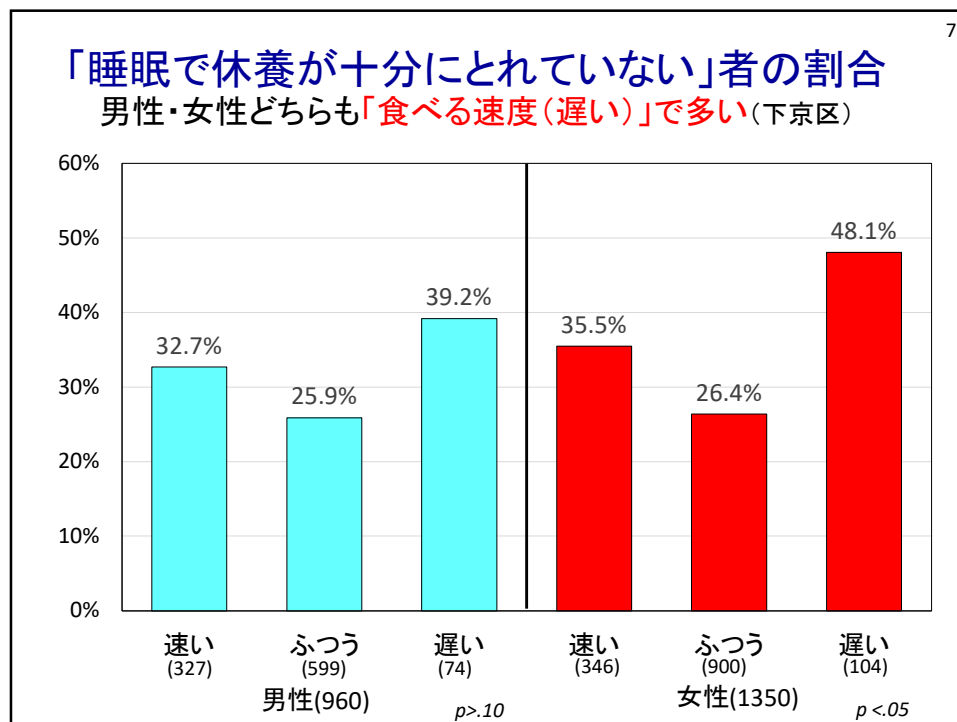
4



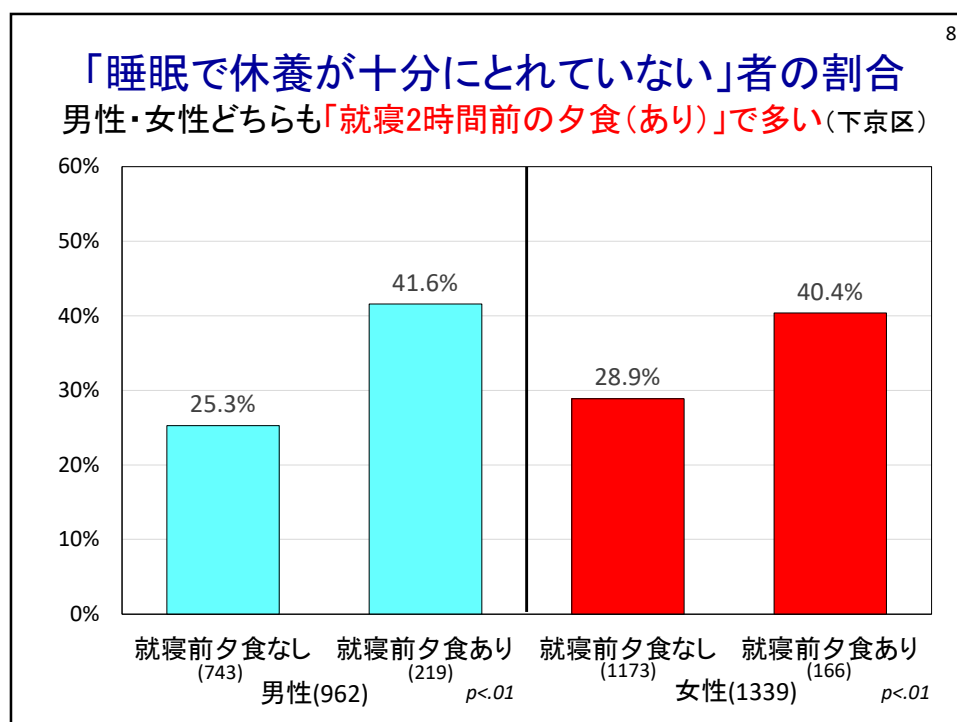
5



6



7



8

後期高齢者の健康診査

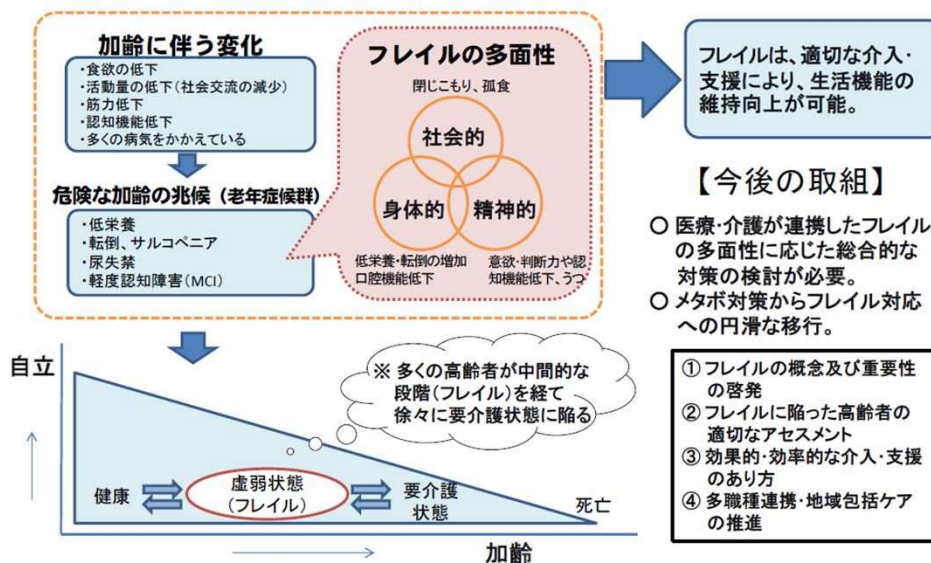
- ・ 目的：糖尿病・心臓病・脳卒中などの生活習慣病の発症・重症化を予防すると同時に、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）を評価することで、必要な医療や介護予防につなげる
- ・ 対象：75歳以上、65～74歳で障害認定を受けている者
令和5年度受診者（下京区、75歳以上に限定）の特徴
- ・ 性別：男性555人（41.4%）、女性784人（58.6%）
- ・ 年齢構成：

	男性	女性
75～79歳	54.6%	51.3%
80～84歳	28.5%	33.2%
85～89歳	12.8%	11.5%
90歳以上	4.1%	4.1%
平均年齢	79.95歳	80.02歳

高齢者の虚弱（「フレイル」）について

平成27年（2015年）第7回経済財政諮問会議（5月26日）塩崎恭久臨時議員提出資料（参考資料）

「フレイル」とは 加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。



フレイルのイメージ:表現型モデル



体が縮んでくる
(体重減少)

疲れやすくなる

活動が少なくなる

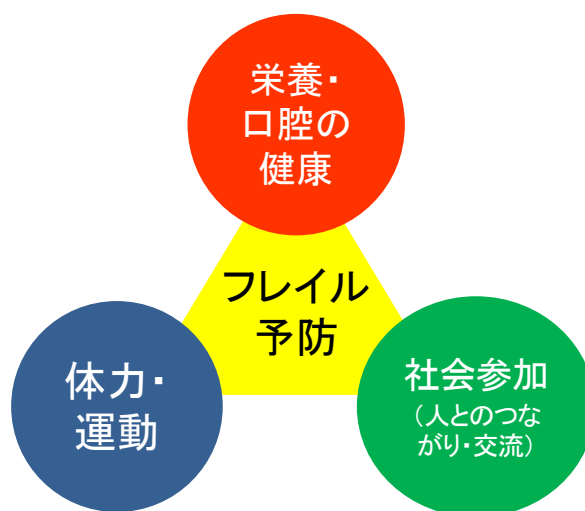
主に身体的側面

握力が弱くなる

歩行が遅くなる

出典: 東京都福祉保健局、東京都介護予防・フレイル予防ポータル

フレイル予防の3本柱



出典: 京都市地域介護予防推進センター

後期高齢者の質問票 2020年4月～全国で順次使用開始

13

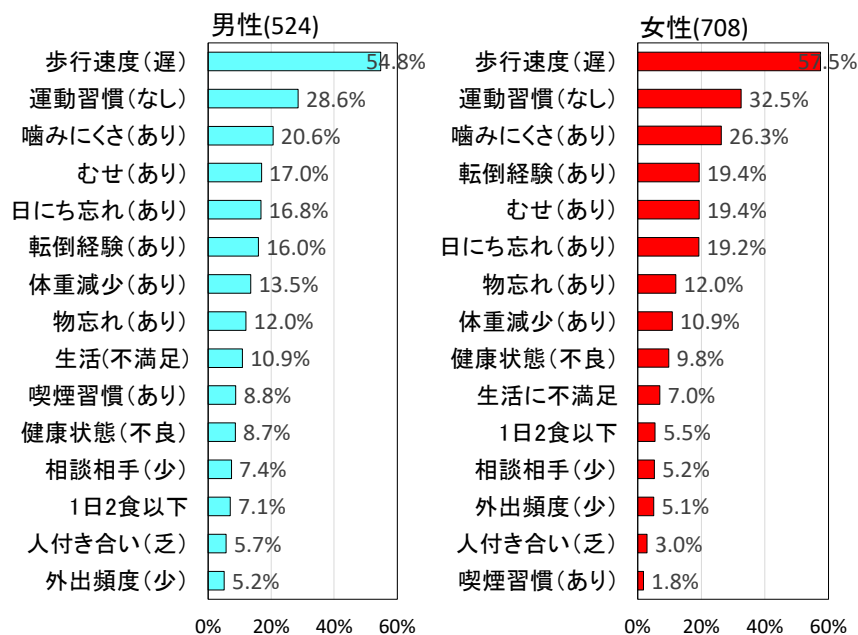
出典：厚労省保険局

	類型	質問文
1	健康状態	あなたの現在の健康状態はいかがですか【④あまりよくない・⑤悪い】
2	心の健康状態	毎日の生活に満足していますか【③やや不満・④不満】
3	食習慣	1日3食きちんと食べていますか【②いいえ】
4	口腔機能	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか【①はい】
5		お茶や汁物等でむせることがありますか【①はい】
6	体重変化	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか【①はい】
7		以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか【①はい】
8	運動・転倒	この1年間に転んだことがありますか【①はい】
9		ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか【②いいえ】
10	認知機能	「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか【①はい】
11		今日が何月何日かわからない時がありますか【①はい】
12	喫煙	あなたはたばこを吸いますか【①吸っている】
13	社会参加	週に1回以上は外出していますか【②いいえ】
14		ふだんから家族や友人と付き合いがありますか【②いいえ】
15	ソーシャルサポート	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか【②いいえ】

13

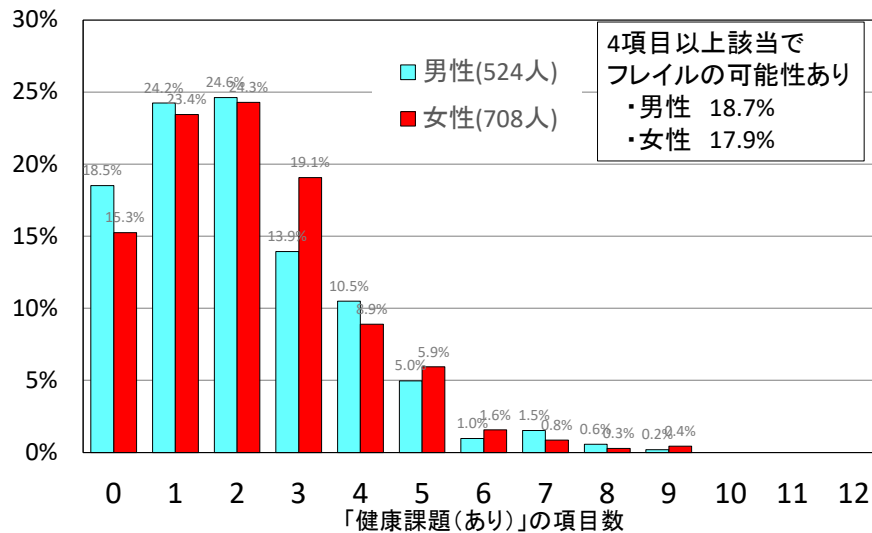
回答状況(「健康課題あり」の割合)下京区

14



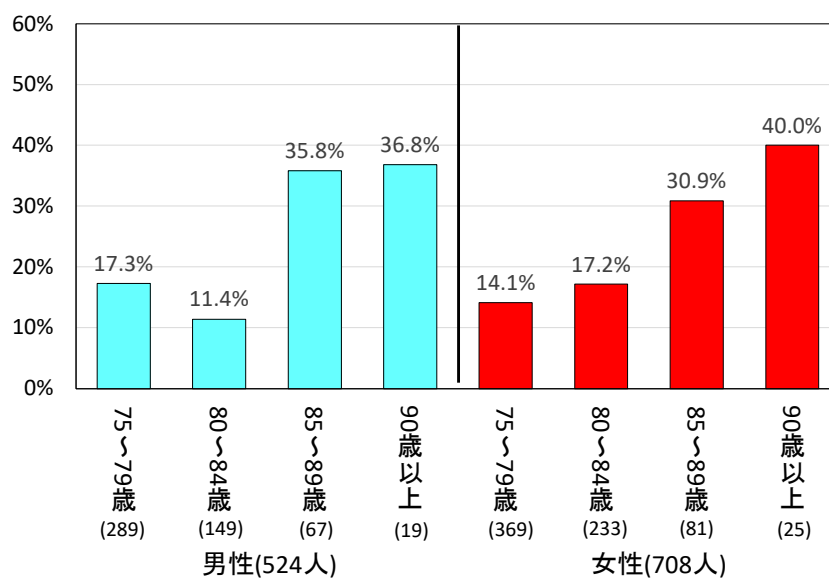
14

質問票「フレイル関連12項目」 健康課題(あり)の項目数内訳(下京区)



15

男女ともに85歳以上では3割超で フレイルの可能性あり(下京区)



16

下京区地域保健推進協議会委員名簿

令和7年11月1日現在

◎ 部会長 ○ 副部会長

氏名	ふりがな	役 職 等
◎ 前田 眞里	まえだ まり	下京東部医師会会長
井上 治	いのうえ おさむ	下京西部医師会理事
橋本 佳也子	はしもと かやこ	下京歯科医師会理事
小林 篤史	こばやし あつし	下京南薬剤師会副会長
吉田 教子	よしだ きょうこ	京都府助産師会東支部長代理
辻本 かよ子	つじもと かよこ	京都府看護協会下京・南地区理事
○ 多田 雅純	ただ まさずみ	下京保健協議会連合会会長
中川 真理子	なかがわ まりこ	市民公募委員

京都市保健所運営協議会条例（平成22年3月31日条例第69号）

最終改正:平成27年1月8日条例第37号

改正内容:平成27年1月8日条例第37号〔令和4年1月1日〕

○京都市保健所運営協議会条例

平成22年3月31日条例第69号

改正

平成27年1月8日条例第37号

京都市保健所運営協議会条例

（設置）

第1条 地域保健法第11条の規定に基づき、京都市保健所に京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、保健所において行う事業に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第5条 協議会は、京都市保健所の所長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（部会）

第6条 協議会は、京都市保健所の支所において行う事業に関する事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、京都市保健所の支所に部会を置くことができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月8日条例第37号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

京都市保健所運営協議会条例施行規則（平成22年3月31日規則第110号）

最終改正:

改正内容:平成22年3月31日規則第110号 [平成22年3月31日]

○京都市保健所運営協議会条例施行規則

平成22年3月31日規則第110号

京都市保健所運営協議会条例施行規則

（部会）

第1条 京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

- （1）会長が指名する委員
- （2）当該部会が置かれる保健センターにおいて行う事業に関する事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、その部会に属する第1項各号に掲げる者（以下「部会員」という。）の互選により定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長及び副部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

（部会の招集及び議事）

第2条 部会は、当該部会が置かれる保健センターの長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第3条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。
